
令和5年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和5年12月18日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和5年12月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 小田 貞利君	13番 久保 雅己君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
農業委員会会長 …………… 廣岡 隆義君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 …………… 石原 得博君

総務部長 …………… 中元 辰也君 産業建設環境部長 …… 瀬川 洋介君
健康福祉部長 …………… 重富 孝雄君 上下水道部長 …………… 山本 正和君
統括総合支所長 …………… 岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長 …………… 江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 山中 茂雄君
総務課長 …………… 梅木 義弘君 財務課長 …………… 岡原 伸二君
農業委員会事務局長兼農林水産課長 …………… 中村 晴彦君
空家定住対策課長 …… 松村 浩君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） おはようございます。今日、こちらの議場へ来る途中に外を見ておりましたら、本土では奥の山に雪が積もっているのが見えまして、先週までの陽気から、昨日から打って変わって寒い日になりまして、ようやく冬の到来を感じることになりました。この冬の到来で、気候の変化に体調を崩す町民の方もいらっしゃると思います。

今日の質問は、その健康に深く関わるものであります。本町における人間ドックの国民健康保険の助成についてです。

ここにおられる執行部の皆さんは、50歳ですとか55歳の節目で人間ドックを受検しておられると思います。毎年受検しておられる方もいらっしゃると思います。その際には、皆さんの加入しておられる健康保険組合から補助があり、自己負担があったとすれば、3割程度になっていると思います。

国民健康保険に加入している町民はどうでしょうか。柳井医療圏の1市4町で国民健康保険の人間ドックへの助成が行われないのは周防大島町だけです。今日はこの件を取り上げたいと思います。

山口県の生んだ偉人の一人に、医学者の日野原重明先生がおられます。先年、惜しくも105歳で亡くなられた日野原先生は、早くから予防医学の重要性を説き、1954年に聖路加

国際病院で、日本で最初の人間ドックを開設しました。2005年に文化勲章を受賞されましたが、その受賞理由は、人間ドックをはじめとした予防医学の貢献によるものであります。

人間ドックでは、検査によって得られたデータを基に医師の問診と診察を受け、生活習慣病の予防や治療をはじめとした健康問題について、医師から助言や指導を受けます。

さて、40歳以上の国民健康保険の加入者は、特定健康診査を受診することができます。これは2008年にはじまった制度で、本町では無料で受診できます。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームと呼ばれる、内臓脂肪の蓄積からくる高血圧、高血糖などのいわゆる生活習慣病の予防が主な目的になっております。

それに対して人間ドックは、その生活習慣病のみならず、そのほかのがんをはじめとしたあらゆる病気の予防や早期発見のために行われるもので、特定健康診査の倍近い項目を検査し、特定健康診査では見つけることの難しい病気の早期発見や予防につなげます。

生活習慣病が気になる方は、特定健康診査で十分でしょうし、がんなどの早期発見につなげたい方は、人間ドックを受検する必要があります。その重要性については、定期的に人間ドックを受検しておられる執行部の皆様は、十分に理解しておられると思います。

さて、冒頭申し上げましたとおり、柳井医療圏1市4町で、国民健康保険の人間ドックへの助成が行われないのは、周防大島町のみであります。

私も各自治体の御担当を回って、助成の状況を聞いてまいりました。どの市町の御担当も住民の健康を真剣に考えておられる方ばかりで、頭が下がる思いでありました。

実績を申しますと、昨年度、田布施町では、国民健康保険に2,991名の加入者があり、助成を利用して人間ドックを受検した方は118名、平生町では2,429名の加入者から人間ドックを受検した方は95名、約100名近い方が人間ドックを受検しておられます。柳井市では6,719名の加入者から240名が受検しており、どの市町でも加入者の4%弱の方が受検しております。

同じ比率をあてはめれば、本町では4,048名の加入者がおられますから、百数十名の受検があっても不思議ではないと思われまます。

また、各自治体で聞き取りを行っておりますと、担当の方から、本当はもっと受検希望者がいるんですよという声を聞きました。多くの市町が柳井市の周東総合病院と光市立大和総合病院を指定して、人間ドックの助成を行っております。

しかしながら、どちらの病院も、ほかの健康保険組合からの受検も多く、半年前には枠が埋まってしまい、毎年10月から11月頃になると、翌年の4月以降でないと受け付けてもらえず、せっかく受検希望があっても、翌年度、年度を繰り越してからもう1度申し込んでくださいと、そういうことになってしまう。

周防大島町の病院でも、人間ドックを引き受けてもらえれば本当に助かるんですと、御担当の方の悲鳴のような言葉が忘れられません。これは需要がはっきりと見えていることであり、病院事業局でも収益の柱となり得る案件と存じます。

そこで、今回、町執行部に対しては3点質問いたします。

まず、本町の国民健康保険から人間ドックへの助成が行われない理由を教えてください。

次に、本町における予防医療の必要性への考え方を教えてください。

それから、本町の国民健康保険から人間ドックへの助成の実施についての考え方を教えてください。

また、病院事業局には町立病院での今後の人間ドックの実施についての考え方を質問します。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の人間ドックの受検への国民健康保険からの助成についての御質問にお答えいたします。

1点目の、本町において人間ドックの受検へ国民健康保険からの助成が行われない理由についてでございます。

本町におきましても、平成30年度までは、周防大島町立大島病院と周防大島町立東和病院において満40歳から59歳までの方を対象に、国民健康保険半日人間ドックを実施し、助成を行っておりました。

しかしながら、受検を希望する被保険者の方が、平成28年度、平成29年度は5人、平成30年度は2人と少人数だったこともあり、中止している状況でございます。

2点目の、本町における予防医療の必要性への考え方についてでございます。

平成20年4月から医療保険者に義務付けられた40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の適正化を図ることを目的に、特定健康診査を個別健診と集団健診で実施しております。

また、本町においては、予防医療の取組として、令和3年度より、30歳代の被保険者へ特定健康診査と同様の内容で、集団健診による健康診査もあわせて実施しております。

3点目の、今後の本町の国民健康保険から人間ドックへの助成の実施についての考え方でございます。

今後の国民健康保険半日人間ドックの再開、助成につきましては、関係各署と協議していきたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 山根議員の町立病院での人間ドックの実施についての御質問

にお答えいたします。

現在、地域住民向けの人間ドックは実施しておりませんが、山口県市町村共済組合等が実施している職域での人間ドックには対応しております。

地域住民向けの人間ドックについて、御要望があれば、実施に向けた体制づくりを検討してまいります。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。それでは、ちょっと分けて質問していきたいと思います。

まず、執行部への質問になりますけれども、平成30年度までは実施しておられたが、5名程度と人数が少なかったなので、中止されたという回答でした。

ただほかの市町では、4%程度の受診があった。それが本町では、5人程度であったということ、この原因はどのあたりにあったとお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、昭和61年度から町立病院で実施をしておったものでございます。実施の実績等を見ましても、かなり低い数字でずっと推移しておるところでございます。

当時の周知方法がどうだったかという部分も含めて協議・検討する必要はあるとは思いますが、内容といたしまして、住民の意識の部分、それからあとは最近におきましては特定健康診査、これが実施されていることによるものも原因であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 私は、1市4町とほかの市町を回ってきました。実際のところ、人間ドックの助成を行っていない自治体もあります。その自治体に行って話を聞いてきました。

先ほど、重富健康福祉部長がおっしゃったのと同じように、実施はしているんだけど、人数が少ないという自治体もあります。そこでも話を聞いてきました。そういう制度自体はあるんだけど、昨年度の実績が1名で、今年はまだゼロですという自治体もありました。

そこでお話ししながら、平生町ですとか田布施町、あるいは柳井市の数字をその担当者に示しますと、顔色が変わるんです。これはおかしい、何がおかしいかという、自分たちがおかしいんじゃないか。

その町は1,000名程度の加入者がおられる町で、4%だと最低でも受検者が4、5人はいないとおかしくて、それが1人とかゼロとかいうのは、やっぱり自分たちの何か周知の仕方であったり、取組方がおかしいんじゃないか。それでほかの市町のことを教えてくれと言って、熱

心に聞いてくる。周防大島町も協議してもらえるのはありがたいんですが、そういう真剣さというものがやっぱりほしいと思うんです。

それから、やっていない自治体もあります。そこへ行ってお話を伺いますと、確かに周防大島町と同じように、平成20何年まではやっていました。ただ特定健康診査がはじまった時点でそれをやめました。特定健康診査に移行するという意味でそれをやめましたという自治体もあります。

ただ、そこでお話を伺っていると、特定健康診査で把握できるものと人間ドックでないと把握できないものがある。例えばがんですとか、そういうものは特定健康診査ではなかなか把握できない。人間ドックを受検しないとなかなか把握できない。そういうところの担当者の方と話をしていると、確かにそれはそうですねという話になってくるんです。

ただそういうところは、健康保険の担当と、健康増進の担当が分かれているんで、ちょっと自分たちでは決めかねるけれども、ちょっと窓口で話ただけで、これは協議していかないといけませんねという流れになってくるんです。

実際、私自身のお話をしますと、私も会社員のときは40幾つ過ぎてからは、毎年人間ドックを受検しておりました。それで、人間ドックを受検して、一度結核を患ったことがあります。それがなぜ分かったかという、やっぱり人間ドックへ行って、胸のレントゲン写真を撮って、当時の会社の健康管理センターから呼び出しがかかって、ちょっと来てください、あなた、結核の疑いがありますと言われ、こんな黒い色の結核があるかよと思いながら行って、レントゲン写真を見せてもらおうと、これが去年で、これが今年の写真、このところに白い影があります。紹介状を書きますから、専門医のところに行ってください。それで結核が分かった。実際1年ぐらい療養というのか、専門医の先生にかかって、ずっと薬を飲み続けて、それで治りました。

ただ、発見が遅れると、それが重症化してしまったり、あるいは1年で済まずに2年も3年も療養にかかるということはある得ると思います。医師ではないから、私には分かりませんが、それも、それはあり得ると思います。

そういったものは特定健康診査では分からない。やっぱりレントゲン写真を撮ってみないと分からない。それで、確かに町の特定健康診査でも、いろんなコースがあります。レントゲン写真を撮ったりするものも、オプションでつけることはできます。

ただ、それを総合的に医師が判断してくれるかという、どうも見ている限り、そうではない。個別にレントゲン写真を撮ったり、胃カメラ、胃透視をやったりする。それを総合的に見るのかという、どうもそうではない印象があります。そういったところで、やっぱり真剣さを持って、この問題に、取り組んでいただきたいと思います。

協議はぜひしていただきたいんですけれども、それも前向きの協議といえますか、とにかく町

民の健康に関することですから、真剣な協議をしていただきたいと思います。それで、今後どういった協議をしていかれるのか、そこを教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

先ほどのがん検診の関係ですが、年度初めに、がん検診につきましては、胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診につきましては、がん検診受診希望調査票によりまして、一応対象者に希望を募りまして、検診ができるような体制は整えております。

それから、先ほどの協議の件でございますが、町立病院との協議でやっていくような格好になるかと思っております。やっぱり病院でそういう事業をやっていただいて、それに対して国民健康保険から助成をすると、そういう体制になるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ぜひしっかりと協議していただいて、実現に向けて進めていただきたいと思っております。人数が少ないからやらないとか、多いからやるとか、そういう問題ではないと私は思います。町民の健康に関わることであって、どの程度それを必要としておられるか、人それぞれに、町民の方一人一人で違うと思っております。

生活習慣病がしっかり予防できればそれでいいよっていう方ももちろんおられるし、いや、もうちょっと詳しく、例えば自分は身内にがんで亡くなった人がいるから、がんのところまでしっかり見てもらいたいと、そう思われる方もやっぱりおられるはずです。私はそう思っています。

例外的なことをする必要はありませんけれども、全国的に見て普通のことは、ぜひ進めていただきたいと思います。柳井医療圏1市4町の中でこれができていないのは周防大島町のみですので、ぜひお願いいたします。

それから、病院事業局に続いて質問したいと思います。実際にほかの市町からですけれども、要望があって、そういう需要が見えている状態でございます。

今回、もし人間ドックを実施してもらえとすれば、どういった協議をして、どのような形で実施してもらえるのか、そこを教えていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 山根議員の御質問にお答えします。

今おっしゃられました、健康診断を含めました人間ドックにつきましては、年間、600件から700件程度、病院事業局で実施しております。これは職域の健康診断でございます。

地域の方々の健康診断を受けるためには、人員の体制補強等も必要でございますので、適宜、

町長部局とお話しして、今後どのような需要、何人ぐらい受けられるのか、そういうことを踏まえまして、医師や検査技師等の体制について検討していきたいと考えます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。ぜひしっかりと協議して、体制をつくっていただきたいと思いますと思っております。

それでは、まとめになりますけれども、予防医療というのが、私は病院事業局の収益の柱の1つになり得るのではないかと思います。病気の人を増やしたり、けが人を増やしたりというわけにはいきませんが、こういう予防医療の受診者を増やすというのは、それは褒められることこそあって、何ら悪いことではない。

しかも、周防大島町外からの需要もかなり見込める。そういうところがあれば、しっかりとこちらも検討していただいて、収益の1つの柱になり得るように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私が回ったのは、市町の国民健康保険だけですけれども、職域であったり、ほかの企業であったり、団体であったり、組合もたくさんあります。日本中で健康保険組合の数、幾つあるか把握できていないという話もあるぐらいで、とにかくたくさんあります。そういったところにもぜひ営業をしっかりとかけていただいて、例えば県職員の周防大島町民の方はぜひ周防大島町でとか、例えばですけれども、それができるかどうかは別にして、いろんな企業であったり、団体の組合に営業をかけていただきたいと思います。その際には、私も兼業に引かからない程度にはお手伝いしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

私は以上です。もし何かありましたらお願いします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、1番目といたしまして、公立小中学校のトイレについてということでございます。

文部科学省の調査で、全国の公立小中学校のトイレにある洋式便器の割合が、令和5年9月1日時点で68.3%、約91万個ということになっておるようです。2020年度の調査から11.3%増えております。災害時などの避難所にもなる学校で、和式便器は使いづらいとの声があり、多くの自治体に取り組んでいるようです。

については、本町における現在の和式・洋式トイレの設置状況と今後の対策等について、町長の見解を伺います。

2番目といたしまして、マイナ保険証でオンライン化の恩恵をということでございます。

マイナンバーカードは国民生活の利便性向上、行政の効率化、脱税や生活保護の不正受給、健康保険証の不正使用などの防止に役立ちます。

政府は、来年2024年の秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの一本化を表明いたしました。マイナ保険証にすると、いろんな恩恵を受けることができます。現在、本町全体のマイナ保険証利用状況と今後の取組について伺います。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員のマイナ保険証でオンライン化の恩恵をについての御質問にお答えいたします。

本町におけるマイナ保険証の利用状況と今後の取組について御質問をいただきました。

マイナ保険証については、マイナンバーカードを取得された方が、御自身でマイナンバーカードに健康保険証を登録するもので、その登録状況については、各保険者においてのみ把握できる仕組みとなっております。

また、利用状況につきましても、医療機関等でのみ把握できる仕組みとなっております。

したがいまして、町としてマイナ保険証の登録状況や利用状況の全容を把握することは不可能であることを御理解いただきたく存じます。

周防大島町として把握可能なものは、周防大島町国民健康保険と後期高齢者医療保険の登録状況のみでございます。

参考までに、周防大島町国民健康保険におきましては、令和5年10月17日現在で被保険者数4,048名中2,674名、こちら66.1%となりますが、後期高齢者医療保険においては、令和5年10月14日現在で被保険者が4,821名中2,768名、こちらは57.4%となりますが、マイナ保険証登録を完了しております。

今後の町としての取組といたしましては、国において作成されたPR資材等を活用し、マイナンバーカードの取得の周知とあわせて、マイナ保険証の登録についても広く周知に努めたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 竹田議員の町内小中学校の和式・洋式トイレの設置状況についての御質問にお答えいたします。

文部科学省が実施した令和5年9月1日現在の全国調査における本町小中学校の洋式トイレ設置率は53.5%でございます。全国平均の68.3%は下回っておりますが、県の平均の47.2%は上回っている状況でございます。

また、指定避難所の中でも自主避難所として早期に開設される学校施設は4校ございます。その4校（三蒲小・沖浦小・旧油田小・旧城山小）における洋式トイレの設置状況は43.1%でございます。

学校施設におけるトイレ洋式化への取組については、平成30年度から取り組んでおりますが、まずは自主避難所である3校（沖浦小・旧油田小・旧城山小）を対象に実施し、それぞれ5基の洋式便器を設置することからはじめました。

その後、年次計画的に追加設置を進めましたが、町の方針としては和式便器との併用と児童・生徒数の推移から、計画設置率をおおむね50%と定めまして、各校のトイレ改修を進めて現在に至っております。

なお、今後は学校からの要望等を踏まえ、トイレに限らず学校施設の環境整備をしてみたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、木谷教育次長、ありがとうございました。それでは、再質問に向けてお話をしたいと思います。

まず、トイレの関係でございます。木谷教育次長も言われましたけれど、これは新聞での統計でございます。洋式トイレの割合が最も高いのが富山県で86.5%、2番目が東京都で82.2%、3番目が沖縄県の81.5%ということでございます。

先ほど町内では53.5%だと言われたと思うんですが、そういった中で全国で低いのが山口県47.2%、島根県48.0%、佐賀県52.4%ということで、山口県が全国で最低ということになっておるみたいです。

それで、トイレの関連企業でつくる学校のトイレ研究会というのがあります。そこによると、家庭や様々な施設の便器は洋式トイレであるのに、子供が長く過ごす学校に和式トイレが設置されていることで、排せつを我慢するといった悪影響も出ている。トイレ環境が健康を脅かす恐れがあるんだということもおっしゃられております。

逆に令和5年12月10日の読売新聞の記事によると、自宅以外のトイレでは便座に座れない方もたくさんおられるということで、私もはじめて聞いたんですが、中腰空中浮遊派というような言葉もあるぐらい、皆さん、トイレに関してはいろいろ思いがあるみたいで、実際、座れない方もいるというのが現実のようです。

そういった中で、災害時の話も先ほど出ましたけれど、災害時のトイレに関し、2019年内閣府の調査によると、災害時の携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレなどのトイレ確保計画を自治体の地域防災計画に反映するよう呼びかけていますが、34%が計画にないと回答しておるのが現実のようでございます。

私も1か所の学校に行きトイレの設置状況を確認させていただきました。子供、職員、先生、地域の方から、特別に問題ないよということで、私が聞いた中では、特別問題もなかったんで一安心したんですが、皆さんも御存じのように、大島大橋貨物船衝突事故のときもトイレが大変だったと思うんですけど、学校関係の方がお話しされた中で、プールの水を洋式トイレには利用できないということで、簡易トイレを持ってきてもらったという意見がありました。そういうことから災害時は和式トイレがいいんだという声が多いのかなと感じております。

そこで再質問させていただきます。令和5年4月からこども基本法が施行されたと思いますが、子供の意見を地域の施策に反映するということになってはいますが、現在、子供たちが実際、どちらのトイレを利用しているのか、割合を把握しているのかをお尋ねしたいと思いますが、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 学校のトイレの利用状況について、子供の意見を聞いているのかという御質問ですが、実際に直接子供の意見を聴取はしておりませんが、教職員等から聞いてみますと、ふだんは洋式トイレのほうを使う方が多いようであるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。今までのお話を聞いて少し安心しておるんですが、最後ちょっと要望ということで、これから建物が老朽化して、また次の段階を考えていく中で、もし考えていただけるのであれば、トイレに流せる携帯用便座シートとか除菌剤の設置をぜひ検討していただけたらと。これは要望でございます。よろしく願いいたします。災害用のことも含めて、いろいろやられておるみたいですので、トイレの関係はこれで終わりたいと思います。

もう1点、マイナ保険証の関係でございます。先ほどの御説明ありがとうございます。マイナ保険証登録が令和5年10月17日現在、後期高齢者医療保険含めて70%弱ぐらいということですか。よくできておるんだろうと思います。

マイナ保険証の関係で、少し現状の説明をさせていただきますけれど、マイナンバーカードのひもづけのトラブルやミスが1万6,000件ということが、5か月の総点検で分かったということで、いろいろ新聞等でお騒がせしております。当然これは早急に再発防止を徹底して、これは周防大島町だけの問題ではありませんが、徹底していただきたいと思います。この原因というものを聞いたり、新聞を見ると、統一的な指針がなかったこととか、事務手続の申請時にマイナンバーカードの提出をしなかったりとか、氏名と生年月日だけでシステム照会をしたことなどが原因ということなんだと思います。

ここを私はお話ししたいんですけれど、マイナンバーカードに対する認識というものが、国民、町民、いろいろ違うんだらうと思います。マイナンバーカードの普及を妨げている理由ということで、政府が国民の情報を一元的に管理するということへの不信感と、情報が漏えいされて悪用されるんじゃないかという心配だということが分かりました。

しかし、マイナンバーカードの情報というのは分散管理——分散管理という言葉が知らなかったんですが——そのため個人情報盗むことができない、そういったことみたいなんです。先ほどの説明にもありましたけれど、マイナンバーカードは本人確認をするだけのものであって、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は含まれておりませんし、年金情報や税情報や病院情報もないということなんで、それはそれでしっかり全国民がこの部分を知っておれば、もっとスムーズに進んでおった分もあるんだらうと思いますけれど、先ほど町長も言いました、マイナ保険証の恩恵のお話をさせていただきたいと思います。

マイナンバーカードを保険証の扱いにすれば、本人の同意のもと、診療・薬剤情報、特定健康診査情報をマイナポータルのマイページで閲覧できます。救急時などに医療情報を閲覧することで、検査の減少や迅速で正確な診断につながります。電子カルテ、確定申告や健康保険限度額適用認定証の書類申請手続きが自動でされ、高額療養費制度の利用も便利になります。

さらに、医療費控除申請では領収書が当然不要になりますし、電子申請（e-Tax）ができます。就職や転職、引っ越しをすれば健康保険証の切替えが必要ですが、マイナ保険証にすれば、保険者への異動届け等の手続きが済めば、すぐに病院や薬局の利用ができます。高齢者が転出した際など、医療情報が事前に分かるので対応が早くできます。いろいろ恩恵がたくさんあるということで、私もマイナ保険証ってすごいなと思っております。

そこで再質問をさせていただきます。マイナ保険証、2021年10月に本格開始されました。そして2022年4月の診療報酬改定で、従来の保険証を持った患者がマイナ保険証に対応している医療機関を受診する場合の初診が9円に対し、マイナ保険証を使うと初診で21円と、医療費が高くなっておったんですか。そういった関係で国民から疑問の声が上がっておったという中で、2022年9月末の電子的保健医療情報活用加算の廃止によって、段階を踏んで現時点では、マイナ保険証で受診をされると初診で15円下がり、調剤の負担も下がったということが出ておりました。

そして、医療費が有利になるのは、マイナンバーカードを読み取れるカードリーダーを設置している医療機関と調剤薬局だけとも聞いております。

いよいよ本当に安くなるのでしょうか。私も医療関係のことをいろいろ調べておりますが、読めば読むほど分からないんですけれど、安くなるのであれば、やはり町民への周知が要るのではないかと私は思っております。金額的には6円、12円という金額ですから、それほど大きな金

額ではないかも分かりませんが、そこをしっかりと職員指導を含めて周知すべきと考えますが、どのようにその辺を考えておられるか、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時13分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 竹田議員の質問にお答えいたします。

先ほどのお問合せの件でございます。こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会、これがデジタル庁のほうでやっているものでございます。これの中間の取りまとめ、これが令和5年2月17日にございました。その報告によりますと、先ほど申し上げられたようなメリットがあります。

例えばマイナ保険証を利用する場合、患者の負担が令和5年4月から令和5年12月までは12円安くなるのが――すみません、失礼いたしました。マイナ保険証を利用した場合、患者負担が6円になるとか、個別のものがいろいろ書いてあるんですが、そういう報告がございます。だから、全体的に見て安くなっているという報告でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員よりもう1点、周知のことについて御質問いただきました。

先ほど町長が御答弁したとおり、こういった取組については、国がつくられたPR資材等を利用して、それで町もしっかりと周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。とにかく安くなるのであれば、しっかり町民に周知をしてください。私、この前、大島病院を受診したら顔認証付きカードリーダーが設置してあって、利用させてもらったんですが、ほかの病院も使えるようになっておるんだろうと思います。

先ほど周知のお話がありましたけれど、国の周知も当然でしょうし、町の周知もですけど、今日の新聞に、マイナ保険証の記事がありましたけれど、60代以上の高齢者の方は延期や撤回を求める声が78.2%、約10人のうち8人がマイナンバーカードのマイナ保険証については延期をしてほしいと、やはり周知の問題との関わり合いがあるんだろうと思います。これだけいいものは、現場のほうからもしっかりと周知をしてほしいと思っております。

先ほどの山根議員の人間ドックの件も含めて、設計図のいいのができておりますので、私は、周知の問題が一番大きな課題、これは病院だけに限らず——いろんなことについても周知のやり方が、大きなことを進めるうえでの何かのブレーキに、原因になっておるんだろうと思いますので、しっかりそこらあたりを現場でできることを取り組んでいただけたらと思います。

いろいろとありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、上関町の間蔵施設の計画についてお尋ねをいたします。

先般、中国電力株式会社が町長に御説明に来られたようで、それを受けて、今後、町として町民に対してどのような説明をしていくのか、また意見を聞くことも必要ではないかなと思っておりますので、その辺の今後のスケジュール、具体的なスケジュールについてお伺いを、御答弁をお願いしたいと思います。

2番目は、農業委員会の運営等についてであります。大変勉強不足ではありますが、まずは農業委員会の設置の根拠について御教示いただきたいと思っておりますし、この農業委員会では、農地法に基づく行政処分の手続、情報公開、説明責任がどのような方法によって果たされているのか。その辺の基本的なところで結構ですので、御答弁をお願いいたします。

3番目につきましては、地家室園地拠点施設の運営についてお尋ねをいたします。

令和5年第3回定例会で条例議案について一部御説明もありましたが、改めて供用開始後の施設の管理基準、それからニホンアワサングの飼育がどのように技術力を確保できているのか。さらには利用促進のためのPR方法、具体的なメニューも考えられておられると思っておりますので、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、田中議員の一般質問に対して答弁をお願いします。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今回、田中議員から3点、御質問をいただいております。私からは、1番目の上関町間蔵施設計画についてと3番目の地家室園地拠点施設の運営についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、上関町中間貯蔵施設計画についてでございますが、使用済核燃料中間貯蔵施設の上関町への設置に関する調査・検討に関しましては、これまでに複数の団体や個人から、建設に反対するよう申入書の提出を受けており、また、反対の立場での講演会や上映会が、町内外で開催されていることも承知しております。

令和5年11月13日には、柳井地区広域圏のうち上関町を除く柳井市、平生町、田布施町、周防大島町の1市3町で、認識や情報を共有するとともに、今後の方向性を協議させていただいたところです。

また、令和5年11月29日には、本定例会初日の行政報告でも申し上げましたとおり、中国電力株式会社に対し、町民の安心安全に資するべく、町民に寄り添った丁寧な対応を行っていただくよう要請をし、町民の皆様に対して丁寧な説明を行っていききたいとの回答を得たところです。

今後は、中国電力株式会社の責任において、町民の皆様に対する当該施設に関する説明が行われるものと確信しておりますが、スケジュールなどの具体的な内容に関しましては、準備が整い次第、別途、示されることとなっております。

次に、地家室園地拠点施設の運営についてでございますが、まず、施設管理の基準につきましては、本施設は環境省の補助金を受け周防大島町が整備した建物と、環境省が直轄で整備した建物に分けられます。

周防大島町が整備した建物につきましては、令和5年第3回定例会で御議決をいただきました地家室園地拠点施設設置条例、それに基づく設置規則を設け管理を行うこととしております。

また、環境省が整備した建物につきましては、瀬戸内海国立公園地家室休憩所の管理運営に関する協定書を締結し、周防大島町が管理運営を行うこととしております。

次に、具体的な管理の体制と技術力の確保につきましては、施設管理は地域おこし協力隊を2名配置し、農林水産課担当職員とともに施設の管理を行うこととしております。

技術力の確保につきましては、ニホンアワサンゴの飼育を行うなぎさ水族館、周防大島高等学校、下関市立しものせき水族館（海響館）と飼育に関する技術的な連携が取れるよう準備を進めておりますが、それぞれの飼育設備や体制が異なるため、本施設の水槽設置業者とも連携を密にし、海水の温度や光の当て方など、飼育状況・飼育環境を細かく記録しながら、飼育をしてまいりたいと考えております。

さらに、周辺の海域及び陸域の環境を活かしたエコツアーが実施できるよう、関係団体が行うエコツアーなどに参加し、経験を積みながら技術の習得を行い、いずれは中心となってエコツアーが開催できるよう進めてまいります。

最後に、利用促進のための具体的なメニューにつきましては、多くの方に訪れていただけますよう、観光担当、観光協会に働きかけを行うとともに、インターネット等を活用し情報発信を行

います。また、先に完成をしております沖家室シーサイドキャンプ場とも連携し、地域と一緒にイベントを仕掛けてまいりたいと考えております。

なお、この地家室園地拠点施設は、山口県が進めるサイクル応援施設であるサイクルエイドの認定をいただいておりますことを報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、廣岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（廣岡 隆義君） 周防大島町の農業委員会会長の廣岡と申します。田中議員の農業委員会の運営についての御質問にお答えをいたします。

周防大島町農業委員会は農地等の利用の最適化に取り組み、担い手への農地利用の集積及び集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入を促進することを中心に、農地法に基づく農地の売買、賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、農業委員会等に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置され、その運営を担っております。

周防大島町農業委員会に関する諸手続については、農地法等によりその権限に属された事項を農地法関係事務処理要領に基づいて行う手続のほか、行政サービスの一環として、周防大島町農業委員会が発行する現況証明書などがございます。

また、周防大島町農業委員会が管理する公文書については、周防大島町情報公開条例の規定に基づき開示し、町政への提言や要望に対しても回答しておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 上関町中間貯蔵施設計画の件についてお尋ねをいたします。前回は含めて町長として賛否の表明はございませんが、ただいまの答弁で町民に対する丁寧な説明を中国電力株式会社に求めたということで、推進する立場の中国電力株式会社に対して説明を求めたということは、周防大島町として、町長としてでも結構なんです、基本的に進めようという立場にあるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問いただいた上関町中間貯蔵施設計画についてでありますけれども、こちらは推進、推進ではない、今それを判断する次元にはないと考えております。

今のところ、上関町の地において立地可能性の調査中ということでありまして、今、現段階ではボーリングをするための伐採の作業というのも、今止まっている状況であるというふうに私も伺っております。

よって、中間貯蔵施設計画がどういったものなのか、今どういう状況なのかということが明確になっていない今の段階で、そのように申し上げる状況ではないというように認識をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ただいまの答弁によりますと、基本的に賛成の立場でもない、状況を見ているということだと思うんですが、今後、調査が進んで、計画が進んでいく中で、この周辺自治体として、周防大島町として判断をしなきゃいけないという前提だと認識しましたが、その判断にあたって、いろんな声も町長のところに届いているということなんです、そうした町民の声を聞くということが、町長が判断するにあたって必要であるというふうにお考えなのかどうか、そこら辺をちょっと御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員のお尋ねでありますけれども、今後、この上関町中間貯蔵施設の建設について、周防大島町から判断というか、そういったことを判断していくということをお尋ねかと思えます。

今のところ、判断をする状況ではない、次元ではございませんというお話をしましたけれども、今後、建設に向けた過程がもし進んでいくとするならば、今、柳井地区広域圏1市3町で協議もする中でありますが、その折々で徐々に判断をしていくということになろうかと考えています。

そして、町民の皆様の声ということで、個人また団体の皆様からも御意見をいただいております。先般はお手紙をいただいたり、署名をいただいたりということもしております。そういったことも町民の皆様の声として受け取りながら、またしっかりと調査、そして研究を進めながら、今後の判断の材料というか、手だてにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今後なかなか大きな判断になろうと思えます。私個人の受け止めなんです、そもそもこの計画、調査という話を周防大島町長が報道で知ったということが、いまだに納得いかない。なぜ事前に周辺自治体に話がないのか。そこは私は周防大島町長として、もっと声高に訴えてもいいんじゃないかなと思います。

それで、本当は私は一旦白紙に戻して、もう1回やり替えるべきだというふうに思いますが、こうして中国電力株式会社から説明に来られて、中国電力株式会社も住民に対して説明をするということで進めていくんでしょう。それは中国電力株式会社は推進する立場ですから、それはそれでやられればいいと思います。

やはり周防大島町として、現時点で賛否を表明できない、しないということであれば、やはり推進する立場でない反対の立場、そんなものは要らないよという声もたくさんお聞きになっていると思いますが、そういった情報をやはり町民の方にも提供する、私は町として、そういった責任があるんじゃないかなというふうに思います。

何が納得いかないというと、上関町が、お金がない、まちづくりにお金が必要だというのは、

どこの自治体も一緒なんです。周防大島町も一緒。上関町がお金がないからといって周防大島町が、周辺自治体がリスクを負わなきゃいけない、その道理が私には理解できません。

そうしたことは町民の方も感じておられると思いますが、周防大島町が現在、中立というか静観、賛否を表明しない立場であるなら、先ほどの繰り返しになりますが、推進する側の説明だけでなく、リスクとか、推進しない立場での説明会、今まで上関町や柳井市でも行われていますけれど、そういった立場からの情報というのも町民の方に与える、私は周防大島町として責任があるんじゃないかなと思います、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどの田中議員のお尋ねは、上関町中間貯蔵施設の受入れに関して、事業者であります中国電力株式会社は、推進の立場でということの説明をされているということでありましたけれども、今の段階におきましては、確かに中国電力株式会社が建設、設置をするというものでありますので、推進ということになるかと思えますけれども、今の段階においては、先般も説明に来られた際には、この中間貯蔵施設がこの町、上関町のまちづくりにおいて、中国電力株式会社から上関町に提案をされたという、その経緯、そしてまた中間貯蔵施設そのものとはどういうものなのかということ。そして、今の状況、立地可能性調査の状況。そして最後に、国策であるという中での経済産業省、経済産業大臣のコメントということで説明があったところであります。

ですので、今の段階では、推進する立場の中国電力株式会社の説明ということでありましたけれども、推進、推進ではないという立場、そこまで至っていないのかなというふうに私は認識したところであります。

当然、反対の皆さんも、町の各施設をお使いになって、町民の皆さんに今、上映会をされたり講演会をされたりという状況であります。そちらはそれぞれでそういった問題提起をされているということは、周防大島町でも認識をしておりますし、それを控えていただくとか、そういうことは今のところございませんので、両方の立場をしっかりと理解したうえで、周防大島町でもこれから判断をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私は決して町長を責めているわけじゃないんです。町長に話がなかったということに、一番怒りを覚えている。周防大島町長が、周防大島町がないがしろにされているということを私は一番憤慨しているんで、別に町長を責めているわけじゃないです。

今から非常に重たい判断をしていかなきゃいけない時期が来る。それまでに、やっぱり今言ったように、賛否両面からの情報をしっかりと町民に提供しなきゃいけないし、もう1つは町民の方の意見、声、町長のところに届いている声もあるでしょうけれど、それはごく一部だと思うんで

す。もっと積極的に町民の方の声を聞く場というんか、方法というんですか、その辺を設けていただきたいというのが、これは要望になりますけれど、その辺についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） このたびの上関町における中間貯蔵施設の設置の問題というのは、これは上関町のまちづくり、田中議員おっしゃったとおり、上関町のまちづくりに関することであり、そして上関町の皆さんがまた判断をされるという中で、周辺の自治体である周防大島町の住民の皆さんが、どのようにまた判断をされるかというところであろうかと思えます。

ただこの制度というか、中間貯蔵施設の建設ということは、まずこれから上関町の、町の判断、また町民の皆さんで、上関町で判断をされる場所だと思います。

周防大島町においては、田中議員お尋ねの、これから周防大島町民の皆さんの声をどうやって聞いていくのかということでもあります。こちらは、先ほども申しましたとおり、今直接周防大島町民の皆さんのお声をいただく場面がございます。

それだけではなくて、あらゆる場面で町民の皆さんとお出合いをするときには、そういったお声もしっかりと聞きながら、判断に活かしていきたいと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ほかの自治体の判断という御答弁もありましたけれど、上関町、今人口2,300人、これが将来このことについて、今公共施設をつくるとか、そういう話じゃなくて、将来、長きにわたって周辺自治体にも影響を与えかねないことなんで、ほかの自治体のことじゃなくて、我が町のこととして捉えるべき必要があると思えます。しっかり意見を聞かれるということなんで、現時点で中立的な立場でということなんでしょうから、しっかりその辺は御配慮いただきたいと思えます。

次に、周防大島町農業委員会についてお尋ねをいたします。

まず先般、農業委員会総会の議事録を情報公開請求いたしました。2度にわたって同じ内容で総会の議事録を開示してくださいというふうな請求をしたところ、全く違うというか、1つは議事録が削除された議事録、もう1つは全体の会議内容が載った議事録、2種類の議事録が開示されました。この理由について、最初に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 廣岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（廣岡 隆義君） 今の田中議員の質問にお答えをいたします。

周防大島町農業委員会総会の運営についてということに関する質問と理解をしております。総会の運営につきましては、令和5年10月の総会までは、先人の方から引き継いだ、これまでの慣習によって運営をまいりました。

しかし、周防大島町農業委員会会議規則では、総会が、議案その他必要な事項を定め、これを全ての委員に通知をすると定められていることから、事前に各委員に送付をし、議決を要する事項について審議をする総会と、各委員が自由に意見交換を行う協議会を明確に区分すべきではないかという指摘があり、令和5年11月の総会から運営を改めてまいりました。

先ほど田中議員が言われた、議事録が2つあるということに関しては、フルの協議会部分も含めての議事録と総会部分の議事録が2つつくられていたということです。今公表している部分は、令和5年11月から公表している部分は議事録として、総会の中で諮るべき議案を整理した議事録を公開をするようにしております。その違いがあると思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは情報公開担当部門の答弁があったほうがいいのかもしれませんが、今の御答弁じゃ意味が分かりません。周防大島町農業委員会総会の内容を私はお聞きしたんじゃないなくて、情報公開請求をした際になぜ、同じ項目で情報公開をしたのに、なぜ2種類の公文書が出てくるのかというところをお聞きしたんで、その理由を教えてください。なぜ2種類の、公文書というのは2種類あるはずがありません。

情報公開請求、第95回農業委員会総会の議事録を開示してくださいというふうに請求をしたところ、2つの議事録が出てきた。これ公文書の扱いとしてあり得ない話だと思うんですが、どちらでも結構ですけど、周防大島町農業委員会として何か理由があるんなら、合理的な理由を教えてくださいと思いますんで、情報公開担当部門におかれては、そういう取扱いができるのかどうか。公文書の扱いと情報公開として事前に執行部にお尋ねをしたところ、そういったことは認められない。これは町長部局から御回答もいただいておりますので、それを踏まえて御答弁をお願いいたします。どちらでも結構です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中村 晴彦君） 先日情報公開いただいておりますが、そのとき記憶しておりますのは、署名ありの議事録と、あと会議全体のこの協議会部分も含む議事録で、これは議事録といっても署名のないもの、周防大島町農業委員会で公表しているのは、議事日程上に載っている、要は採決をされるようなもの、そういうものについては公表するという形にしております。

というのが、周防大島町農業委員会総会というのは、そもそも議案についてのみ審議するというふうに、会議規則の7条でなっておりますんで、通常の協議部分というのは、皆さんが自由に意見交換をしていただきたいということで設けていることでございます。

ただ先ほど廣岡農業委員会会長が申しましたとおり、一連の総会の中で、その協議会部分も慣例的にやってきたということで、これにつきましては、ある議会出身の農業委員からも御提言いただいたんですが、いろいろと誤解を生じる可能性があるのでは、はっきりと総会部分と協議会部分は区切って運営したほうが誤解を生じずによろしいんじゃないかというアドバイスも受けております。

それで、令和5年11月から運営方法をはっきり区切って運営しているところでありますが、先ほど2種類あると言われたのは、公表用の署名があるものであり、もう1つは、うちの管理上は会議外と言って、会議以外のものも含まれている、農業委員会の一連の会議です。その議事録というのが存在しているから、それについて情報公開させていただいたということになります。

どうしてこういう会議外のものが存在するかというのは、これは議事録の作成の過程でこういうことが起こってきます。議事録を総会、会議等が終わった後、議事録を議長が――議長というのは会長になりますが、作成するにあたり、まずどういうことをするかというと、録音したデータを全て文字起こしするという作業から入ります。その文字起こした、全てが載ったもの、それが会議外というものでございます。

その後、担当で文字起こしたものを精査して公表するための、本来公表するための総会部分です。本来の総会部分で公表するところを抜粋した資料をつくる。それについて議事録署名人等の署名をいただいた後に公開するという形になっているからでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 長々と答弁ありがとうございます、時間を使っていただいて。私がお聞きしているのは、周防大島町農業委員会の内部の話じゃないです。情報公開についてどうなんかないかということをお聞きしているんで、第95回農業委員会総会の議事録を開示してくださいというふうに請求をしたものに対して、なぜ2種類の公文書が開示されるんですかということをお聞きしたので、その点を御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中村 晴彦君） 情報請求があったものに、署名のあるものというもの

がまず出てきております。それと同時にそのときの音声データも公開してほしいという形で出てきました。

第2回目として、音声データと同じ議事録があれば公開してほしいということであったので、先ほど申しましたように、うちはそれをその時点では保有しておりましたので、情報公開させていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何度も言いますが、私は公文書の話をしているので、周防大島町農業委員会の中の話をしているんじゃないです。

最初に、普通は常識的には第95回農業委員会総会の議事録を開示してくださいって言ったら、開会から閉会までの全部の議事録が公開されます。受け取るほうも公開されると受け止めます。

でも、もう1つ、全体の議事録があるんですよということは、そのときになぜ申請者に示さなかったのか。示さなければ、その40分、10ページにわたる議事録がカットされた議事録が、それが真正なものと受け止めます。

いや、本当は全体の議事録がこっちに別にあるんですよということをあわせて提示するか。いや、私が言っているのは、周防大島町農業委員会の公文書としては、行政が持つ公文書というのは2種類もあったらおかしいでしょう。開示請求、議事録を開示してくださいと言ったら、開会から閉会までのその全体の議事録があるのであれば、それを公文書として議事録として出せばいい。もちろんそれ署名をつけてです。署名がないというのがおかしい話で、それは議事録じゃないじゃないですか。

そこを私はお聞きしているんで、ちょっと農業委員会のほうじゃ話にならんから、情報公開担当部門からその辺の見解を教えてください。それでいいのか。周防大島町はそういう扱いをしているのかどうか。

何種類も公文書があるんですよ。開示請求があつたら最初の、何か理由は分かりませんが、A、B、Cと種類があつてAを出します。ここの課はBを出します。そういう取扱いをしているんですか、公文書について。

そうすると、もう情報公開とかいう話じゃなくて、町の公文書、町の行政の姿勢に対する、これは信用に対する大きな問題です。そこはどうお考えなんですか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時13分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から担当部署の考えをという御質問でございましたので、お答えいたします。

情報公開請求については、総務部の政策企画課が担当しております。当然請求があった内容について、それぞれの原課に対して、請求内容の文を通知して、その内容自体の公文書は、田中議員が言われるように、1つであろうかと思えます。

ただ中身によって若干の請求の捉え方等があるんで、その辺は先ほどから周防大島町農業委員会の事務局が御説明したとおりでございますけれど、基本的には請求に基づいた情報公開の内容というのは、1つになるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1つなのに2つの公文書がある。結果的にそうになっています。その御説明を私はさっきから何度もお聞きしているんですが、答弁の中で会議外の議事録というものがあるんだという御説明もありました。常識的に考えて、さっきも言いましたけれど、総会の開会から閉会までの間の議事というのは、全部、総会の議事録として、公文書としてあるべきものだと思います。

だけれど、会議外の閉会まで、この間でも総会外の議事録があるんですよということは、そのこと自体、総会に対して説明がされているのかどうか。そして、説明がされているのであれば、その会議外の部分について、これは会議外とするというのは、誰がどのような基準に基づいて判断をするのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中村 晴彦君） 議事録というのは、これは御存じだと思うんですけど、議長が作成することになります。ただ便宜上、事務局で、先ほども言いましたけれど、音声データを全て起こしたものをまずつくり上げます。それから議案以外の協議部分、あと雑談部分、そういうものを削除した状態のものを公表するというのが周防大島町農業委員会総会の議事録ということになります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） どうも私の質問が悪いのでしょうか。御理解いただけないようなんで、議案部分を除いて公表する、私は、公表の話をしているんじゃないです。情報公開・公文書の公開請求の話をしているんですから、公文書として、その会議外の、議案以外の協議分は除いて開示するんですよというのが、それは、どこかで決まっているんですか。

要するにそれは2種類の公文書があるということ言われているんで、それは2種類の公文書をつくり出すという基準がどこにあるんですかということをお聞きしているんで、もうちょっと

質問の内容をよく把握されて、これ簡単に考えておられるかもしれませんが、虚偽公文書作成罪、偽造公文書行使等罪に該当するものではないかと私は考えております。

高等裁判所の裁判例ですが、これ議事録が除去された、削除されたものについての判例なんです。除去した発言等の部分が要望事項にすぎなかったものとしても、同部分を殊さらに脱漏して、新たな議事録を作成するかごときは、真実に適合しない虚偽の議事録を作成するものと言うべく、虚偽公文書作成罪を構成し、またこれを行使するときは同行使等罪を構成するという判例もあります。

今後こういった訴訟、告発、そういったことにもつながりかねないことなんで、そこら辺はこの場で収まるように、きちんと誠実に御答弁をお願いします。

もう1回お聞きします。会議外の議事録を作成するというは、どこに基準がありますか。何に基準がありますか。そして、それは周防大島町農業委員会総会に諮っていますか。ここからここまでは議事録として作成しませんよということは、総会で諮られておられますか。

もう1つは、なぜ情報公開請求をしたときに、削除した公文書を出すのに——それ認められませんか。認められませんが、現実として削除した議事録が出された。それを開示したときに、いや、もう1つ、正式な全体の議事録がありますよということを申請者に教示しなかったのか。そこを御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中村農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中村 晴彦君） 田中議員の御質問ですが、先ほどから言っている会議外議事録と言っていますが、会議外議事録の作成、あと周防大島町農業委員会総会に諮っているかというようなこともありました。これはあくまでも慣例的にずっと本農業委員会が行ってきたこととございます。この本農業委員会では、総会で審議として諮ったもののみを議事録に載せるものとして、そういう扱いで行ってまいりました。

それで、今回2回目の情報公開で求められたものというのは、会議外という扱いにしているというのが、議事録としての認識がちょっと甘かったということとございまして、その点で間違っていたと思っておりますし、御迷惑をおかけしたと思っておりますので、おわびいたします。

廣岡農業委員会会長からも一言あります。

○議長（荒川 政義君） 廣岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（廣岡 隆義君） 今中村農業委員会事務局長からも御説明があったとおり、今

までの運営の仕方、慣例で周防大島町農業委員会総会と協議会部分を一連で運営をしていたことについて、それが間違いを発生させた一番大きな原因かと思えます。それについて深くおわびを申し上げます。

今後の運営、先ほども申し上げましたとおり、この令和5年11月の総会からは、総会部分と協議会部分を明確に分けて運営をするように訂正をしてみました。その総会部分について、今後は議事録とする取扱いになるかと思えますので、総会及び協議会の運営を改めてまいりますので、御理解をいただければと思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 時間が随分取られましたんで、次に行きたいところですが、言われることは何か慣例的に行ってきたということなんですが、いずれにしても、それは私、違うと思うんです。これまでの議事録では、いろんな議事外のことも意見、その他意見とかも含めて全部載っています。慣例で行ってきたわけじゃないと思えますが、今後認識を改めるということではありますが、今回の開示文書の件について、これ最初からのテーマなんですが、これどうされるんですか。申請者としては1つの議事録、95回総会議事録を請求したことに対して、2種類の議事録が公文書として開示されているということの扱いは、どうされるんでしょうか。そこを最後に、簡潔に御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 廣岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（廣岡 隆義君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

周防大島町農業委員会総会については、先ほど申し上げましたとおり、各委員に対して事前にした議案審議を諮るべき、審査を行うべき議案について、総会で諮るということになっております。ですから、それを以前のものも含めて総会として、総会の議事録として保管をし、公開をするという形に改めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そういう御答弁であれば、行政手続法に従って、今後手続を進めてまいりたいと。行政手続法、さらには民事訴訟も含めて、視野に入れて手続をしていきたいと思えます。

3つ目の地家室園地拠点施設の運営についてですが、まず、令和5年第3回定例会での御説明で、環境省部分についての条例は定めませんよという御説明がありました。これについては、その御答弁のとおりなんでしょけれど、その後に環境省に照会をしてみました。それによると、環境省としては、国の施設についての条例等は定めません。それは、この施設は周防大島町から、地元要望により建設した施設だから、地元で管理してもらうのが基本方針だということなんです。

協定で管理するという御答弁もありましたが、協定は、国の環境省と周防大島町との協定であって、光熱水費の負担とか、そういったところを、あくまでも国と周防大島町との関係を定めるものである。施設自体の管理、一般の利用者に対する管理、これ最初からの私の議論なんですが、それを定めるのも含めて、協定で周防大島町に委任しているんです。

令和5年第3回定例会、委員会も含めて、説明の中で自然公園法の中の施設だから、そういったものは要らないよというような答弁もありましたが、そういったことは一切なく、あくまでも周防大島町が管理する施設だから、周防大島町で、料金を取るんなら当然条例が必要だと思います、それが必要ですという見解を環境省からいただいています。

周防大島町は、当然、環境省には確認しているんだと思いますが、その辺、あくまでも何の条例も規定も規則もなく、環境省部分の管理を周防大島町が管理するというところでよろしいのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 田中議員の御質問の協定書の中身について、今まだ協議中なんですけど、簡単に御説明します。管理、運営するうえで周防大島町が行うべきことを明記しております。具体的には、管理運営は周防大島町が行うこと、環境省が負担する光熱水費の精査の仕方や緊急事態等の対応となっております。

これに加えて、協定に規定するもののほか、環境省施設の管理運営については、周防大島町の条例、規則等の規定に準じて行うものとするとなっており、周防大島町の行う通常の管理運営においては、環境省の施設は地家室園地拠点施設の管理運営と同じように、管理運営していくこととなります。

なお、必要が生じた場合には、環境省と周防大島町とで協議のうえ、協定を変更することが可能となっておりますので、将来的に条例等に準じた管理運営に何らかの問題が生じた際にも、対応できるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分かりませんが、令和5年第3回定例会の御説明では、御答弁では、周防大島町の部分については、もちろん町の管理条例、設置条例で、環境省の部分については協定で管理しますよということで、私はそんなもんなんかと、そのときは思ったんですが、そのときから私が言っているのは、さっきから言いますが、国と周防大島町は協定でいいです。周防大島町と一般利用者の方との間には、やっぱり料金を取るんなら管理条例、それ以外だったら管理規則が必要ではないのかとさっきから何度も申し上げているんですが、どういうことですか。今の御説明だと、令和5年第3回定例会で議決した条例で、環境省部分も管理すると、できるということよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 国の環境省部分の施設の管理については、一応、環境省の担当者ともいろいろと協議をさせていただいたんですが、最終的な結論として出てきたのが、町の施設と目的等が全く同じ状態であるということと、周防大島町の条例にも、うたっていますが、環境省の施設の管理運営に関することも事業の中に入っておりますし、どうしたらいいかと協議した結果、協定の中に周防大島町の条例、規則等の規定に準じて行うものとするのと入れたのが一番いいのではないかと、両者の協議で決定しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） あくまでも国の環境省部分の施設についての利用規定は、この協定書で行うんだという御説明なんですが、環境省の御担当者は、もちろん管理に関する条例なり規則が必要ですよ。それも、その制定も含めて町に委任していますという意味なんです。協定書はさっき言ったように、光熱水費の負担とか、そういったことを定めるものですということなんで、今の答弁と国の見解というのはちょっと違うような気がします。

もう1点、前回の建設環境常任委員会の中で、ニホンアワサンゴの飼育というのが、これはメインなんで、この技術力、飼育の技術力、どうやって確保するんですかとお聞きしたら、なぎさ水族館での研修を予定していますということだったんです。

先ほどの答弁で、なぎさ水族館のほか、周防大島高等学校とか下関市立しものせき水族館（海響館）とか、そういったところで研修を予定されておりますというような御答弁でしたと思うんですが、もう来月オープンです。もうひと月もない状況で、これまでその研修というのは、何時間行われてきたのか。その成果を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 田中議員で、環境省に問い合わせられたということなんですが、田中議員は環境省の中国四国地方環境事務所の広島事務所に問い合わせられたんだと思うんですけど、どうしてそういう回答が環境省から出たのか、実を言うと私も疑問です。

そもそものはじまりというのが、周防大島町の施設部分に対しましても、これは自然公園法に基づくものであるから、そもそも条例制定は必要ないんじゃないかというところからはじまり、いや、最終的にこれは周防大島町の施設部分については条例が必要だろうという話はしたんですけど、環境省施設部分についても、環境省の所有物に対して、周防大島町が条例を制定するというような話というのは、今、初めて聞いたことなんで、その辺は環境省に確認させていただければと思います。

ニホンアワサンゴに関しての飼育の技術的なことなんですが、当初はなぎさ水族館にお願いしたいということ、建設環境常任委員会でも私は発言しております。ただ、なぎさ水族館と今回

の地家室園地拠点施設とでは、飼育環境が全然違うということで、技術的な連携というのは難しいというような話が出てきており、それでもアドバイスとか、そのようなものはいただけたら助かりますということで、なぎさ水族館には、一応申入れはさせていただいております。

なぎさ水族館自体では、簡単な見学のようなのを2回させていただいたのみですが、周防大島高等学校は現在ニホンアワサンゴを飼育されており、飼育方法は水槽を循環させて……（「時間だけでいいから、研修時間だけ答えて」と呼ぶ者あり）研修は令和5年12月11日月曜日と……（「日にちはいい、時間だけ答えて」と呼ぶ者あり）研修時間としては、周防大島高等学校の午後からの授業に参加させていただき、本日を入れて3日ほど研修させていただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1回、お尋ねしますが、ちゃんと教えてください。分からないところは分からないで結構なんで、なぎさ水族館と周防大島高等学校、周防大島高等学校で研修を受けるというのも理解しがたいんですが、下関市立しものせき水族館（海響館）でそれぞれ、それぞれというか、トータルでいいです。何時間研修をされましたか。

なぜこれを聞くかという、建設環境常任委員会の中でニホンアワサンゴの飼育、このメインの施設の飼育のノウハウとか技術の確保は大丈夫なんですかという質問に対して、なぎさ水族館で研修をさせる予定なので大丈夫です。大丈夫ですとは言っていないですけど、そういう意味で御答弁があったんだと思います。私はそういう受け止めをしました。

でも、なぎさ水族館では技術的な連携は難しいとか、そういったこともありましたけれど、要するにこれまで令和6年1月20日のオープンに向けて、含めてどれだけの研修ができるのか。例えば3日の中で24時間やるわけないですから、例えば5時間やりました。それも周防大島高等学校の研修で5時間やったということで、この技術力の確保ができるのかということの裏付けというか、答弁にはならないと思うんです。それを納得させる、建設環境常任委員会ではもう納得しているんです、私は別です。それを裏づけるデータを下さい。時間だけで結構ですので、最後に御答弁をお願いします。

それと、環境省がどう言った、こう言ったとかいうことを言っているんじゃないです。周防大島町が管理する施設として、一般町民に対して、一般利用者に対して、何らかの規則が必要でしょう。ほかの施設でも全部設けているじゃないですか。

まして、この施設ではシャワールームの利用とか、料金を徴収するわけですから、私は管理するための条例が必要だと、そこは常識だと思います。環境省がどうこう言うことじゃないし、私が聞いた環境省の見解というのは、ごく至極ごもつともなことだと思います。それが違うって

うことでいいのかというところだけ確認させてください。それで大丈夫です。何の管理規定も条例も、環境省部分については設けなくていいです、大丈夫です。問題あるのかないのか。そのこの答弁を、時間と今の何の管理規定もなくてオーケーなのか。その2点だけ最後に御答弁をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今の2点についてお答えいたします。

飼育の研修、それから技術力向上については、先ほど中村農林水産課長が申し上げましたが、簡潔にトータル時間で言いますと、今まで50時間ほど（「10時間」と呼ぶ者あり）すみません、10時間ほど研修しています。

それから、具体的に下関市立しものせき水族館（海響館）へは、令和5年12月20日に担当者と配属する地域おこし協力隊に行ってもらい、その後も連絡を取りながら研さんしてまいりたいと思っています。

先ほどなぎさ水族館のお話が出ましたが、飼育環境が違うというのは、なぎさ水族館は常に海水をくみ上げ、常に循環をして飼育しています。ただ地家室園地のほうはタンクに貯蔵して、それを循環させてというやり方です。

施設もできておりますので、ぜひ見ていただきたいと思いますが、かなり循環に関する立派な施設が整っております。そういったものも含めて、下関市立しものせき水族館（海響館）等と相談しながら、適切な管理ができるよう、飼育力の向上を図れるよう、努めてまいりたいと思っております。

それから、環境省部分の利用についてですが、令和5年第3回定例会で設置条例を可決していただきました。今、田中議員がおっしゃっているのは、環境省部分についても、周防大島町の部分についても、何もない、何もないというか、どういうふうな、具体的に利用者に対して、どういうふうな管理をしていくのかという御質問だと思うんですが、規則のほうで使用届とか使用許可証というのは定めております。それをもってして、使われる方は使用の許可申請をしていただいて、周防大島町が判断し許可をすることで運営をしていくつもりでおります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 議席番号6番、岡崎裕一です。農業者の減少に対する町の御認識を伺います。

かんきつ農家の減少、それに伴う出荷量の減少に対して町及び町長の御認識、また対策などあれば、お尋ねいたします。

これまで多岐にわたる補助、農家は非常に助かっているのは事実です、しかし出荷量は依然減り続け、畑も至る所で荒れ、農業人口も減少、効果なしとは言いませんが効果が薄いと言わざるを得ません、それはなぜか。農業者が減少する最大の理由は、ベテラン、若手農家問わず、一番重要な所得向上の対策が不十分であること、また、新規農業者の定着が鈍いのも、所得の問題と大島郡柑橘振興協議会のやまぐち農の継活の経営指標の甘さに起因していると思います。

この経営指標は、これから農業をはじめの方々の基本的な指標になっております。内容は、産地紹介や年間作業スケジュールなどがあり、問題は経営指標の項目です。

少し具体的な数字を出します。経営指標では、かんきつ栽培面積が1.35ヘクタール、5年後の目標所得が300万円とあります。平均単価として1キログラムあたり245円となっております、経費を引くと手取りは1キログラムあたり110円となります。それで年収手取り300万円ちょっととなります。

ところが実際は、平成21年から平成30年までの10年間、JA出荷販売実績を見ると、平均出荷単価で123円です。245円が123円です。手取りはその半分程度になります。大体75円ぐらいです。経営指標にあてはめると、年収手取り210万円で、私が直接農家にお尋ねしたときと近い数字となります。

目標金額は300万円で、現実には200万円。指標とかけ離れた数字であるとお分かりいただけると思います。これは、町のホームページから見ることできますが、町長及び執行部の皆さんは、このあたりの認識はありましたでしょうか。

周防大島町に、ミカンで生計を立てようかと移住してこられた方々は、現実とのギャップに呆然とするのではありませんか。周防大島町に移住を呼びかけるのであれば、もう少し責任を持つべきではないかと私はと思いますが、あわせて御認識をお伺いします。

今後、周防大島町の第1次産業が生き残るために、そして、後継ぎや定住者を増やすためにも以下の御提案をします。

①町長のトップセールス、都市圏及び海外。これは単価の向上を目指してのことです。

②柑橘対策チームの立ち上げと全面支援。

③支援対策を分析検証し行動に移す。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員のかんきつ農家の減少に対する町の認識はについての御質問にお答えいたします。

本町を代表する特産品でありますかんきつ類の生産農家の皆さんの高齢化や後継者不足等による減少、また、それに伴う出荷量の減少と耕作放棄地の増加は、本町のみならず全国的な課題であると認識しています。

農家数の減少を防ぐには、新規就農者の確保や親族等による事業承継に頼る部分が多く、農家数の減少に歯止めがかからない現状に苦慮しているところであります。

所得向上対策としましては、就農後間もない経営の不安定な新規就農者に対しましては、国の支援制度であります新規就農者確保事業、こちらは経営開始資金を中心に支援をしており、令和4年度の制度改正により、従来の就農後5年間から3年間に支援期間を短縮するという制度改正が行われましたが、本町といたしましては、町の単独事業として従来どおり5年間支援することができないか検討しているところです。

新規就農者も含めた他の支援といたしましては、高品質化による所得の向上対策として、タイベックマルチ・排水対策事業や、ゆめほっぺ比率向上対策事業としてマルチシートやせとみの苗木、袋の購入費の一部助成などを行ってきております。

また、令和4年度から農業を承継する方に、承継者支援金として20万円の助成を、令和5年度からは耕作放棄地解消支援事業として重機の借り上げ料等の一部を補助する新規事業を開始しており、今後も行政として支援できることの範囲内にはなりますが、検討していきたいと考えております。

なお、やまぐち農林振興公社のホームページに掲載されています、やまぐち農の継活の経営指標につきましては、新たに、かんきつ農家になることに興味をお持ちの方に参考になるよう、町内の新規かんきつ農家の中から標準的な所得の方1名の所得を参考に計上しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

最後に、3点の御提案をいただいております。

1つ目の町長のトップセールス、都市圏及び海外につきましては、出荷に関することですので、JA山口県や山口県等関係機関との協議も必要となってくると考えておりますので、まずはそこからはじめたいと考えております。

2つ目のかんきつ対策チームの立ち上げと全面支援ですが、既に、山口県農業振興課、山口県柳井農林水産事務所、山口県柑きつ振興センター、JA山口県周防大島統括本部、周防大島担い手支援センター等と連携して対応しておりますので、新たなチーム立ち上げは考えておりませんが、今後もいろいろと工夫を凝らしながら、引き続き支援を行っていくつもりでございます。

3つ目のこれまでの支援を分析検証し行動に移すですが、これはP D C Aサイクルのことをおっしゃられているかと存じますが、農業関連事業のみならず、他の多くの事業実施の基本として私も認識をしておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。支援や助成金を増やしてほしいという話ではないんです。問題は、もっと根本的なところにあるんです。とにかく販売単価と手取りが低いということなんです。だから続かないんです。決して生産者を甘やかすとかではなく、はじめられる前にきちんとした正しい情報を開示し、厳しい部分もお話しするということだったんですけど、しかし、こんな夢のない数字を見せられたら、畑を荒らさないように何とか頑張っておられる方も絶対嫌になっています。誰も継がないでしょうし、後継ぎもいなくなります。当然、外からも来てくれなくなります。

そこで提案なんですけれど、計画の見直しよりも町長のトップセールスにはじまり全関係者が一丸となって、当初の計画どおり平均出荷単価を245円以上にすることに全力を注ぎませんか。このことについて、町としての対策や御意見があればお聞かせください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 岡崎議員の御質問ですが、農家の手取り等が低いと、その辺の平均単価を向上させる対策等につきましては、山口県農業振興課、山口県柳井農林水産事務所、町内にあります山口県柑きつ振興センター、J A山口県周防大島統括本部、あと周防大島担い手支援センター等関係機関と相談しながら真摯に対応していきたいと考えております。

また、かんきつ農家主体の対策チームにつきましては、新たな組織づくりというのは先ほど申しましたが、ちょっと今のところ考えていないんですが、既存の組織の中に、若手のかんきつ農家も参加できるように働きかけたらいんじゃないかなというのがございますので、そちらに働きかけをさせていただきたいと今考えております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。対策チームは、既にあるとのことでしたが、残念ながら農業者の減少は数字に出ています。数字は、正直です。出荷者の数も、出荷量も右肩下がりのグラフを改善するために、かんきつ農家や幅広い分野の人材も加えたチーム編成、ぜひ、よろしく願いいたします。

もう2つほど懸念があります。1つ目が、本年度のミカンの出荷量は、当初の計画を大きく下回りそうだと報告があります。そのうえ、来年は裏年、出荷量はもっと少なくなります。深刻です。かんきつ農家も減っています。

もう1つは、知的財産権の一種で育成者権というものがあります。山口県では、せとみやなつ

みなどがこれにあたります。これは、山口県以外では無断で出荷販売はしてはならないというものです。

せとみの登録から最長25年の育成者権もあと数年となりました。先人の御努力もあり、都市圏ではかなりの高単価で取引され、知名度も上がり始めております。

しかし、せとみの育成者権が切れれば、愛媛県、和歌山県、熊本県などの大産地が、こぞってせとみ出荷販売を行うでしょう。当然、山口県の優位性は失われ、単価を上げることも難しくなります。

このように今後ミカンの出荷量も減り、せとみの育成者権も切れますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 岡崎議員の出荷量の減少、あと育成者権の終了等に対する対策についてということなんですが、出荷量の減少や——育成者権というのはせとみのことでよろしいですか。せとみの育成者権の終了等に対する対策につきましては、町単独での対策は非常に困難な問題ですので、JA山口県周防大島統括本部等関係機関に投げかけるとともに、町としてお手伝いできることがありましたら支援していきたいと考えております。

それから、令和6年度から令和7年度にかけて大島郡柑橘振興協議会において、周防大島町のかんきつに関する新たなプランを策定する予定となっておりますので、このプランに盛り込めればと考えております。

ちょうど今、大島郡柑橘振興協議会というのが出たんですが、先ほど申し上げました若手の方とか農業者を加えてという、大島郡柑橘振興協議会をちょっと想定させていただいていますので、また結果が分かりましたらお伝えしようと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 期待しております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

締めになるんですけど、うんざりするほど問題が山積しておりますが、それでもやらなければなりません。今後も周防大島町をミカンの産地、ミカンの島とするのであれば、甘く見積もってもここ2、3年がタイムリミットだと私は思っております。

農業には、まだまだ収入を上げる余地があります。例えば、風評被害に悩まされていた北陸の野菜農家たちが、花の栽培に切り替え収入が安定し、今では高収入の花の大産地になっております。

また、ある生産者がシャクヤクの根を漢方薬として栽培しておられ、1反あたりの収入が48万円、ミカンよりいい48万円だったそうです。そこに、ある花市場の関係者が来られまして、その方に教を請い、これまで売ることがなく破棄していたシャクヤクの花の部分を販売す

ることにしました。

そうすることで、何と1反あたりの収入が680万円にまで増えました。14倍になりました。もうからなくてピンチなのであれば、小さな村のみで考えるのではなく、大きな視点を持って素直に教えを請い、すぐに行動に移すことでピンチをチャンスに変える大切さを思い知りました。

最後になりますが、施政方針にこのような文言があります。令和3年度政策の基本目標として、産業振興によるやりがい・稼げる仕事の場の創出。令和4年は、交流から定住へ。令和5年度になり新たな担い手確保、支援対策を分析、検証する。

今こそ稼げる仕事の場の創出、交流から定住へ、新たな担い手確保のための支援対策の分析の早期実施が必要だと私は思います。

私たちは、今の状況を素直に認め、教えを請い、すぐに行動すべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。また、周防大島町で頑張っておられる農業者の皆様に対して、一言よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員の御質問にお答えをいたします。

岡崎議員のおっしゃるとおり、かんきつをはじめ本町の農業の情勢が大変厳しいものであるということは、私も認識をしているところであります。後継者不足、そしてまた、災害等の影響も受ける。そしてまた、物価高騰で非常にコストがかかっている中での、先ほどのミカン、また裏年、表年があるというようなことも認識をしております。

そのような中でありますけれども、本町が実施をしている新規就農者を確保するための支援をさせていただいておりますけれども、そちらについてはゆっくりではございますが、着実に成果が現れていると考えております。

そしてまた、かんきつに対するハード事業・ソフト事業ともに、今御指摘のとおり、なかなか大幅な改善、ゆっくりではございますけれども、農業者の皆さんの支えに少しでもなればと思っ
て努めているところでございます。

そしてやはり、この周防大島町だけではなくて、やはり山口県農業振興課、そしてまた、山口県柳井農林水産事務所、そしてまた、山口県柑きつ振興センターやJ A山口県周防大島統括本部、周防大島担い手支援センターの皆さんとも一緒にアイデアを出し合いながらやっていくということが大事だと思いますし、先ほど岡崎議員が冒頭におっしゃったとおり、その支援が欲しいわけではなくて、その仕組みづくりということで御指摘をいただいているかと思えます。

この周防大島町でとれる農作物の、やはり価値が上がっていくように、そして、それが地域の皆さんの収入につながっていくようにということで、やはりいま一度、1つ1つをしっかりと見ながら努めてまいりたいと思っておりますので、皆さんのまた御理解をいただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） どうもありがとうございました。後継ぎとか、今現在頑張っておられる農家の方々、この方たちに寄り添った優しい政策をひとつよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、11番、尾元武議員。

○議員（11番 尾元 武君） 失礼いたします。私からは、2点上げさせてもらっておりますが、内容的には災害に強いまちづくりを目指してという意味合いでございます。

まず1点目からまいります。消防団の組織再編についてであります。

まず、平素より消防行政において、本町総務課消防防災班並びに地域の安全と防災活動に貢献する消防団の皆様へ感謝と敬意を表します。

消防団は、市町村の消防機関であり、また、消防組織法に基づいて設置されています。消防団員は非常勤特別職の地方公務員であり、権限と責任を有する一方、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格をあわせ持っております。

大型化した自然災害の頻度が増す昨今において、消防団は地域の安全確保に大きく貢献しており、その重要性は高まっております。

そうした消防団のあり方について御質問いたします。

本町ばかりに限らず、全国の地方自治体において、人口減少や少子高齢化に伴い、消防団の組織再編が重要な課題となっております。また、団員はその担い手として育成されていく必要があります。

地域にあった消防防災体制を確保、継続していくためにも喫緊の課題として取り上げるべきと思ひ、このたび質問に立ち上がったところであります。

そこでお尋ねいたします。まず本町として喫緊の課題としての認識があるか否かということがあります。そして、消防団員の皆さんは、現状をどのように把握しているのか。また、そういったことをアンケート等で調査してみたいかがでしょうかということでもあります。

例えば、分団数及び適正規模は、そして、統合への系統は、そして、出動時における専用車両等の必要性等、その他また消防団員でなければ気付かない事案もあるのではないかと感じております。お答えのほどをよろしくお願いいたします。加えて、近隣自治体の状況もお尋ねするところであります。

また、周防大島町が誕生しましてから来年で20年という節目を迎えます。そういった節目時

にあたり、これまで合併当時から存続したままの状況である消防団に対しての再編検討委員会等を立ち上げてみたらどうかということでもあります。

機動力ある、また、持続可能な地域防災力を確保するように求めるものであります。まず、これが1点であります。

続きまして、先月実施の防災訓練と、また自主防災組織について質問いたします。

令和5年11月5日、日曜日に、「町内全域で支え合える地域を目指して」と題して本町主催の防災訓練が実施されました。久々の訓練でありましたが、その検証結果を問うものであります。

各地区の参加状況また高台避難への移動状況等を含めて、主催者としての総括総評を求めるものであります。

今後の予定として毎年実施する予定なのか、今回の結果を踏まえて段階的にステップアップした訓練として行くべきと感ずるところであります。そのためにはより計画的に行うべきと思うが、いかがなものでしょうか。

このたびの防災訓練を教訓に、執行部は今後どのような方向性で進めていくつもりなのか、お伺いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 尾元議員の1点目の質問、消防団の組織再編についてお答えいたします。

周防大島町消防団は、合併前の旧4町の消防団の組織形態・定数を継承し、地域防災の要として精力的に活動いただいているところですが、昨今では少子高齢化や被雇用者団員の増加、勤務形態の多様化などの社会情勢の変化により、消防団員の確保が難しくなるなど、消防団の置かれている環境は大きく変化しています。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、こちらは平成25年法律第110号であります。こちらの第8条には、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると規定し、地域防災における消防団の重要性と充実強化が示されています。

現在、周防大島町消防団は4支部団、61分団、団員数854名、こちらは令和5年12月1日現在で構成され、おおむね全ての地域に配置されており、地域の実情を熟知した地域の住民等で分団が組織されていることから、火災や災害が発生した際にはその動員力を活かし、速やかな活動を行っております。

しかしながら、小規模な地域などでは人口減少、高齢化の加速が大きく、消防団員の確保が困難で、分団を維持していくのが厳しくなっており、消防団組織の再編が喫緊の課題であると認識しています。

また、本町の消防団員の定員数は、人口や面積が同程度の他の自治体と比較すると相当数多く

なっているのも事実ですが、これは本町の集落が分散しているなど地理的条件もその要因と考えられ、他の自治体との比較のみをもって定員数を議論するのではなく、組織再編とあわせ、慎重に最適な定員数を見極めていく必要があると考えております。

本年4月に開催しました令和5年度第1回周防大島町消防団幹部会議で、組織再編のイメージ案を提示いたしましたが、今後は正式な議題として各分団の意見を集約し協議を行うとともに、地域住民の理解が得られる形での消防団のあり方を考えてまいります。

消防団は、地域防災の要であり、機動力のある持続可能な地域防災力の確立を図ってまいります。

次に、2点目の防災訓練の検証と自主防災組織についてお答えいたします。

令和5年11月5日に実施いたしました周防大島町防災訓練については、震度6強の地震が発生し、津波の到達が予想されるとの想定で防災行政無線の放送や防災メール・防災LINEの配信により、町内全域を対象として実施いたしました。

実施後、各地区の自治会長・自主防災組織の代表者の方283名であります、こちらを対象にアンケート調査を実施し、153名の回答がありました、その回答を基に検証を行いました。

アンケートは、1番としまして、地区での訓練実施の有無、2番としまして、御自身がおられる自地域における避難場所の認知状況、3番としまして、地域独自の避難場所の有無、4番としまして、防災情報の確認手段、5番としまして、訓練の感想、6番としまして、今後実施を希望する訓練内容、7番としまして、地域独自の防災活動内容の7項目についてお聞きしました。

アンケートの集計結果の概要については、Side Booksの地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の12月8日のフォルダーに掲出しておりますので御参照いただければと存じます。

そして、アンケート結果を踏まえた総括総評としましては、内容についての細かな改善点はあるものの、全体としては及第点をいただけたものと捉えております。

住民の方一人一人が、自分の命は自分で守るという認識のもと、防災意識を高め、地域とのつながりを深めることができるようアンケート結果を参考にしながら、各種防災施策に取り組んでまいります。

なお、今後は、世界津波の日である11月5日の前後の土曜日、または日曜日に今回の形式を基本とした訓練の実施を計画しております。

自治会・自主防災組織の方をはじめとする住民の皆様との調整期間を設けるため、令和6年4月の行政連絡員集會にて一度アナウンスさせていただくことで調整期間を設け、実施の1か月から2か月前には再度文書配布などで住民の皆様にご周知したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） ありがとうございます。実際、合併以来からの消防団組織体制ということで、私もあえて人数を少なくすることを望んでの質問ではございません。町長からの御答弁のとおり、実際、地域性というもの、また独自の地形にあります、そういった中で近隣市町より多い人数確保、それは、もちろん合併している町と合併していない町というところもあることと思いますし、そういった中で、今では機能別団員というような形で、その団員の組織構成を考えると自治体も出てまいっております。

例えば、もちろん周防大島町でも展開されておりますが、女性団員とか、はたまたOB団員のサポートや、学生消防団という自治体もあると伺っております。そういった機能的なところというの、これから考えながらやっていかなくてはいけないのではないかなと感じております。

そして、何より、これからの機動性ということに関しまして、私も一消防団員として長く勤めてまいりました。そういった中で、緊急時に本当に人がそろわないときに小型ポンプを車に積み上げるのは、2人では難しいんですね。それでも火事となると、どうしても気持ちのほう先走りますので、無理をしてしまうんです。そうすると、また2次災害にもなりかねないという、そういった事態を招く状況もただ過去にはあったような気がいたしております。

ぜひとも、しっかりと現状把握、これについてアンケート等を私は望むわけですが、その辺についてはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま尾元議員から御質問がありましたところでございます。

消防団の再編について、先ほど町長の回答にもありましたように、人数を減らすだけが再編ではないというふうに私どもは認識しております。要は、統合というところが1つのキーポイントになるのかなというふうに考えております。

実際、消防団の皆さんが活動していただくにあたり、ポンプ積載車などが全ての分団にあるというのは、理想形としてはまさにそのとおりだろうという認識はあります。ただし、経費を伴うことでございますし、現状の分団の数のままで全ての分団に車両ということになると、町の財政はあつという間に破綻すると思っておりますので、まずは再編をし、適正な消防団の分団数になった後に、順次、計画的な消防車両の配置なども検討していかねばならないという認識でいるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） ありがとうございます。まずは、消防団再編協議会を私、ぜひとも立ち上げてという質問させていただきましたけれど、そういったところにもぜひとも踏み込んでいただきたい。

実際、これまでも過去に、消防団の再編についてはほかの同僚議員からも質問があったように記憶しております。私自身も地域活性化・害獣・防災対策特別委員会等を含めて質問をした記憶がございます。今話が上がったときに、しっかりとそういった消防団の再編にまず取り組み、計画的に進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、自主防災組織について、先ほど御答弁をいただきました。そして、自主防災組織なるものが、これまでも組織率はというお尋ねに対しては、常に100%という御答弁をいただきます。これは、自治会に入っているからというような意味合いで御答弁をいただいているところですが、実際に機能する自主防災組織とはということで考え直すときが来ているのではないかと。

東日本大震災から、もう10年以上の年月がたちました。そういった中で、そのときのリーダーの方はすごく高齢化して、なかなか今リーダーシップをとることができないという自主防災の団体は、多くあります。

そういったひな形を持っているけれど、改めてそれぞれの地域の自主防災に対して見直しを図るという姿勢も大事なのではないかなと、そう感じております。

そして、タブレットに記載させていただいているのを私ちょっとプリントアウトしたものを持っていますので、この中からお尋ねをいたします。

アンケートの結果の中で、大体、45%の参加率であった。そういった中で、要配慮者の移動に課題を感じたというところがございます。

それと、アンケート②の結果として、災害用物品の点検、避難経路の清掃活動や講習会、マニュアル確認などを掲げられたが、やはり自治会ごとに防災意識の差を感じた。これが結果でありまして、今後の訓練や防災講演会のほか、役場と話して今後取組を進めていきたいという意見があった地域には、個別にアプローチを考える。そういった前向きなところにアプローチを考えるというところでラインが引いてあります。

私は、ここは逆にアプローチをかけてないところ、そういったところに注目すべきではないかなと、こういった自立旺盛なところは、もちろんある意味、組織として大島郡周防大島町全体のリーダーシップ的なポジションに立ち位置を置いて、ほかの地域のリーダーのその上のリーダーとして頑張っていたきたい、そういったところに御指導することも何よりですが、実際にままたまならないところ、そういった地域に対してしっかり手を差し伸べていくべきではないかと、そう感じさせてもらいました。

そしてまた、要配慮者の移動に関して課題を感じたという部分、これにつきましては、その課題について、どういった対応をされていくおつもりなのかという質問をさせていただきたいと思っております。やはりこれも自主防災組織の充実ということなのではないかと、お尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

そういった方々がいらっしゃるんですね。

もちろんいろいろと条例等で決まった言葉の使い方等もあることでしょう。防災無線を使って、こちらは、周防大島町の防災無線ですと、ゆっくりと言葉を、全て全ての段階で声をかけてのこの展開でございました。

そういった中で、参加している方は、次はどのような指示が出るんだとか、そういった思いを持って臨んでいらっしゃる方が多かったんでしょう。もう少し緊張感のある訓練にならなかったものだろうか、そういった声を聞いたところであります。

このチラシの中で、実際に避難された方は、場所や人数を役場に報告いただけますと幸いですという表現で書いてあります。また、津波警報解除にあたったときも、場所と人数等、最寄りの総合支所にお知らせいただければ幸いですと非常に丸く優しいお言葉で事が展開しているんですが、ここは自分の命は自分で守るということの中に、より一層緊張感を持って臨んでもらうためには、私自身もう少し、ごく標準の言葉で連絡くださいとか、それでいいんじゃないかなと思うんです。

その点がいかなものかということと、実際、こういった連絡というのは、いざこういった事態が起きたときに、役場にきちっと連絡するべきもんだから、このようにやっているのか。それとも、今回の訓練のための報告なのか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの尾元議員の御質問にお答えをいたします。

このたびの防災訓練そのものが、はじめての取組ということでやらせていただきましたので、これに対してどういった町民の皆様からの御意見がいただけるかというところも含めアンケートをさせていただいた次第であります。

S i d e B o o k s に掲載させていただいておりますアンケート結果につきましては、概要ということで載せさせていただいていますので、全ての意見が掲載されているわけではありません。

御意見の中には、今、尾元議員がおっしゃられた放送の内容のこと等々も御指摘をいただいたということもあります。来年度以降また、今年と同じような形態での訓練を予定しておりますので、その際には今回いただいた御指摘、改善すべき点、そういったところを検討し、よりよい訓練、より実践的な訓練となるように計画を練り直して来年に向けてやっていきたいというふうに考えております。

今回のチラシについて、ちょっと優しい表現ではなかったのかという御指摘でございました。先ほど申し上げましたように、今回は急遽お願いした部分もありますし、私どものほうもどうだろうかという、不安な部分もありましたので、御協力をお願いという意味合いも込めまして、ああいう表現にさせていただいておりますので、そこは御理解いただけたらと思っております。

実際に避難された方々の人数を報告いただいたのは、実際の災害時にその報告を求めるのかどうかというところは今決まったことではないです。ただ、今回訓練をするにあたって、どれぐらいの方が興味を抱いていただいて、当日、参加していただいたのか。これを把握したいということで参加人数の報告をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） ありがとうございます。実際、外入では1854年の安政南海地震に対しての海拔16メートルのところまで、川の遡上として大きい津波が来ております。実際、いつ来るか分からないが、70%の確率ということで、30年以内というものの、あれからもう10年、20年とたとうとしておりますので、ぜひとも充実したよりよいまちづくりとして、災害に強い町として、これからも住民に理解を得るように訓練は徹底してやっていただければと思います。

このたび消防団との連携ということで、令和5年11月5日の訓練に対して、消防団に文章での連絡というのが令和5年10月27日付で来ております。ちょっとあまりにも期間が短かったかなと、そういった部分は反省点としてあるのではないかなと思うので、しっかりと消防団と、そうした有志の皆さんと連携を持った訓練というものを計画的に練っていただければと思います。

最後になりますが、実はこれも参考までにとということです。実は私、大島地区の第1分団でお世話させていただいて、令和5年10月28日に熊本地震のありました南阿蘇村——これは阿蘇大橋、全長206メートルの橋が崩落したんです、その熊本地震のときに、そういったところが甚大な被害を受けたということで、そちらの村に消防団員とともに視察研修に行っていました。そのときの話の流れの中で、こういった16ページに及ぶ資料を作っていただいて、周防大島町消防団研修会用という、きちんと印刷までしていただいて恐縮したわけですが、実際そのときの活動状況、また、消防団のPRのDVDとか、そういったのを拝見させていただいて、私たちは9名の参加でございましたが、それぞれが一言ずつ、二言の方もいらっしゃいましたが、質疑応答させていただいて、相手方は消防官という地位に就かれていらっしゃる方を筆頭に、町の執行部の方、そして、消防団の副分団長、総勢7、8名の方がいらっしゃいましたでしょうか。南阿蘇村役場の大会議室で研修をしてきたところでございます。

現地も見させていただきまして、本当に改めて消防団という役職がいかに大事であるか、また有事の際に、いかなる活動をすべきなんだということ、また、自覚と責任感というものを改めてひしひしと身にしみたところでございます。

そういった視察研修というのも、本当に百聞は一見にしかずという大事な形で、例えばリーダーを育成するなら、そういったことも1つの大きな研修発展材料になるということも一応御報

告させていただきます。

以上をもちまして、私からの防災に強いまちづくりに対する質問は終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、尾元武議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 3番、白鳥法子です。通告に従いまして、2つの事柄について質問をさせていただきます。

まず1つ目は、上関町の中間貯蔵施設誘致に対する町長のお考えについてです。

令和5年第4回定例会の初日に、使用済核燃料中間貯蔵施設の上関町への設置に関する調査・検討に係る事業者からの説明について、藤本町長から行政報告をいただきました。

令和5年11月29日に中国電力株式会社から、この時期まで説明ができなかったことに対するおわびとともに、説明を受けられたということ、また、説明された事項は4点、中間貯蔵施設の調査検討に至った経緯について、中間貯蔵施設について、調査の概要について、また経済産業大臣の談話についてということでした。

また、説明を受けられたうえで、藤本町長から中国電力株式会社に対しては、町民に寄り添った対応を強く要請されたということ、また、それに対して中国電力株式会社からは、丁寧な説明を行っていききたいとの回答があったということでした。

また、町長は、自らの使命を町民の安心・安全を守ることであり、行政報告の中でもおっしゃっていただきました。

これまで上関町に中間貯蔵施設の設置が検討されているということに対して、周防大島町長としてどう考えるのかという核心の部分については、なかなか伺うことができておりません。

情報不足だった当時と比べると、中国電力株式会社から説明を受けられた今は判断材料が増えてきているのではないかと考えます。現在は調査段階ですが、この調査の結果、仮に立地が可能となった時点で賛否を表明するのでは遅いのではと考えますが、現在の町長のお考えを伺います。

次に、2つ目の質問に移ります。

私は、令和3年第1回定例会の際に、今こそ空家対策に一步踏み込むとき！と題し、一般質問をさせていただきます。

その後、令和4年4月には、それまで政策企画課の中の1つの班であった定住対策班が組織変更により、空家定住対策課に拡充され、この年、空家等への対策としては、空家バンク事業の拡充が行われたり、空家の実態調査が実施されたり、周防大島町空家等対策協議会の設置開催、それらを踏まえて、周防大島町空家等対策計画がはじめて策定されました。

令和5年度、周防大島町空家等対策協議会での特定空家等の協議や危険空家等の除却——解体、こちらにかかる費用の助成といった新たな施策もはじめられております。

役場内の連携だけではなく、周防大島町空家等対策協議会の委員の方々や、宅地建物取引業協会の事業者さんたちと協力しながら、様々なチャレンジをしてこられたと感じております。

今後も本町らしい移住定住政策や防災対策、生活環境、景観保全に重要な周防大島町空家等対策計画の着実な推進に大きな期待を寄せております。

そこでまず、令和5年3月にできた周防大島町空家等対策計画の取組方針に沿って、これまで行ってこられた施策と、その実績、それについてお伺いしたいと思います。

また、実施されてみて得られた効果や、今後に向けて見えてきた新たな課題について、現在、執行部で感じておられることを教えていただけたらと思います。

また、国の動きを見ますと、全国的に空家、空地の所有者が分からないということが、空家等の対策の大きな障害になっていたことから、それらを解消するために、民法や不動産登記法などが改正されてきました。

改正内容のうち、不動産相続登記の義務化が令和6年4月からはじまります。これは過去に相続した不動産についても、令和6年4月以降施行後は3年以内に相続登記をしなければならなくなるので、これまで大変だった空家所有者を突き止めて連絡するということが、行く行くは今までよりもやりやすくなっていくのではないかと考えております。

また、空家等対策特別措置法が、令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日、つい先日ですが施行されました。この幾つかある改正点の中の1つに、倒壊の危険が高い特定空家の一歩手前とも言える状態のものを管理不全空家に指定するということがあります。

これは、各自治体の長は、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全空家の所有者に対し、管理指針に即した措置を指導できるというもので、指導しても状態が改善しない場合には勧告をすることが可能です。勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例が解除されて、所有者は空家にかかる税金の軽減が受けられなくなり、場合によっては、それまでの6倍の額を課税されることになります。

こういった改正は、大変な状況になる前に行政が介入することで、空家の所有者に適正な管理を促して周囲へ悪影響を及ぼす特定空家になることを未然に防ぐことが目的とされています。

空家は個人の財産ではありますが、管理が不十分だと、日々その周りに暮らす方々の住環境や本町の景観にも悪影響を及ぼしかねません。

町と空家所有者の間でのやり取りというものは、これまでは所有者が空家バンクへの登録相談や解体にかかる支援について窓口などに相談があった場合や、町から危険な空家の対応を指導する際に連絡するといった場合に限られていたのではないかとと思います。

しかし、今後は、そういったやり取りがない空家の所有者にどのようにアクセスし、適切な管理を考え行ってもらえるかが、今後も続く人口減少、それに伴う空家の増加を見据えると、事前の策として重要になってくると考えます。

また、空家等を増やさないためには、生活しているうちから将来の見通しを持っていただくことも重要になってきます。そのためには空家問題に直面する前、問題が大きくなる前に所有者の方々に啓発などの働きかけを行っていく必要があると考えます。

例えば、行政だけではなく、地域や民間事業者の方々の協力も得ながら、啓発、促進することが大切と考えますが、今後のお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時02分休憩

.....

午後 2 時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。答弁を藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の上関町の間貯蔵施設誘致に対する考えはの御質問にお答えいたします。

現在、上関町が決定しているのは、使用済核燃料中間貯蔵施設建設に向けた文献や地質の調査の受入れであり、建設そのものではないと認識をしております。

上関町では、地域振興策の1つとして、今般の調査の受入れを決定したものと認識しており、建設の可否も含めた具体的な建設計画が示されていない現状において、周辺自治体が賛否を表明する時期ではないと考えています。

本日までに、複数の団体や個人から建設に反対するよう申入書や署名などの提出を受けており、また、反対の立場での講演会や上映会が町内外で開催されていることも承知しております。

今後、中国電力株式会社はもとより、様々な関係機関による住民説明会等が開催され、本件に関する種々の情報が町民の皆様にも提供されることと認識をしております。

また、上関町を除く柳井地域広域圏1市3町においても連携して取り組み、情報の共有化と発信を図ってまいりたいと考えております。

そしてさらには、周防大島町議会議員の皆様にも御理解を深めていただくことが大切だと思っております。そして、この上関町の使用済核燃料中間貯蔵施設というのは、国策という一面もありますので、こちらもしっかりと状況の推移を注視してまいりたいと、このように考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の空家対策の実績と次の一手についての御質問にお答えいたします。

本町におきましては、令和5年3月に周防大島町空家等対策計画を策定し、これに基づき本年度より空家等の対策を進めております。

計画の取組方針として、空家等の所有者等による適切な管理の促進、空家等の活用・適正な管理が行われていない空家等への対応、この3つの基本方針のもと、令和5年度の空家対策予算としては1,182万6,000円を計上させていただいております。

取組方針の1つ、適切な管理の促進では、主に町の広報やチラシによる啓発活動を行っており、2つ目の活用につきましては、空家バンクが主なものとなります。

この空家バンクの相談については、令和5年11月現在、相談件数が110件、登録は27件に至ったところであり、空家バンクの賃貸登録におけるリフォーム等の補助にかかる予算、こちらが30件を予定し600万円を計上しております。令和5年11月末現在で15件、264万1,000円の支出を予定しております。

3つ目の管理不全の空家等への対応については、空家の所有者へ各総合支所から適正管理のお願いの文書の送付や、特定空家等の所有者に対しては、空家定住対策課から空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導書等の送付を行っております。

また危険空家等除去事業もあわせて行い、この予算額は20件を想定し600万円、こちらも令和5年11月末現在、調査件数53件、補助の決定件数は14件、358万1,000円の支出を予定しております。

これらの補助金につきましては、現在、相談を数件いただいていることから、今年度末までは現在の件数より増える見込みで考えております。また、このほかに空家対策ローン利子補給事業を3件予定をしております。

次に、周防大島町空家等対策協議会についてでございますが、令和5年度は8月末に第1回目を開催しており、年度内にもう1回の開催を予定しております。

なお、第1回目の周防大島町空家等対策協議会において御協議いただき、これまでに3件の特定空家等を認定しております。

各種施策における効果についてでございますが、空家バンクについては、相談件数が、令和3年度39件から令和4年度には138件、登録に至った件数についても、それぞれ9件から27件と増加し、本年度におきましても令和4年度を上回る見込みとなっております。

また、管理不全の空家等への対応についてでございますが、こちらは過去から問題になっていた危険な空家について除去が進められ、管理不全の空家等の数は減少していると認識をしております。

ます。

今後ますます空家の増加が見込まれ、また、老朽化も進んでいくと考えられる中で、計画に基づいた対策を速やかに進めていくことと、空家等の問題は複数の法律の知識が必要なことから、携わる職員のスキルアップが課題であると考えております。

最後に、地域や民間業者の協力についてでございますが、地域、これは自治会等でございます、との間には、現在のところ管理不全の空家等の情報の提供をいただいているのみでございますが、空家等対策計画には様々なことについて協働した取組を推進しますと記載しておりますので、今後、利用促進についてもどのような取組、連携していけるかを考えていかなければならないと考えております。

また、民間業者の活用につきましては、空家等対策計画に記載がありませんので、今後、周防大島町空家等対策協議会にお諮りし、民間業者の活用方法等を検討していきたいと考えております。

なお、改正された空家等対策の推進に関する特別措置法第23条の空家等管理活用支援法人については、町の方針が決定されるまでは指定しないこととしております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

まず1点目、町長からの御回答に対して再質問をさせていただきたいと思っております。現在はまだ調査の段階であり、上関町自体、その計画自体を受け入れるかどうかというところの検討にもまだ至っていないという状況で、周りの市町がいろいろ賛成・反対という段階ではないということは分かりました。

ただ、町長は、中国電力株式会社から先日御説明をいろいろ受けられたと、直接的にははじめて受けられた段階なのではないかと思っておりますが、そのときにどういった御説明を受けられたかという御項目は聞きましたけれども、実際の内容は詳細には存じておりませんが、町長御自身が説明を受けられて、この内容であったら町民の安心・安全が守られる計画と受け止められたのか、疑問や懸念を持たれる部分があったのか、町民に対する説明もそのとき受けられた内容で十分と感じられたのか、いかがだったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の御質問であります上関町の中間貯蔵施設について、令和5年11月29日でありました。中国電力株式会社の方が、この周防大島町庁舎にお越しになられて、中間貯蔵施設の説明をされたところであります。

先ほど田中議員のときにも申し上げました。その説明の内容というのは4つであります。

1つ目が、この上関町の使用済核燃料中間貯蔵施設のこの経緯ということです。そして、2つ

目が、使用済核燃料中間貯蔵施設そのものはどういったものであるかということ。そして、3つ目が、今の状況についてお話がありました。そして、4つ目が、経済産業大臣の談話は、ホームページでも広く皆さん見られるものでありますけれども、この4つが説明という形でございました。

この説明を私も受ける中で、その説明は、これまで令和5年8月2日から、この話はこの本町に入ったお話であったわけでありまして。そして、令和5年8月18日ですかね、上関町での調査受入れの表明をされたかと思えます。その報道等、そしてまた、我々が調査研究をする内容と、この新たにその報道、そしてまた我々が知り得る情報以上のものは、令和5年11月29日の中国電力株式会社の説明には、それを超えるものはなかったのではないかと私は認識をしています。

よって、これまでと、さらにどういった意向であるかということをお伝えをする段階にはないというふうに私感じたところでありまして。それは、さらに中国電力株式会社からの説明を今後より深く受けていかないといけないと思えますし、そして、我々自身も使用済核燃料中間貯蔵施設というものがどういったものであるか、そして、何より周防大島町の町民の皆さんの安心・安全を確保するという私の大きな役目がありますので、それについて、どれだけそのものが安心できるものであるかということを確認しないといけないということを改めて感じた次第でございます。

先般の中国電力株式会社の説明をもって、どちらということとは、まだ申し上げる段階にはない。そしてまた、それを軽々に、私がまた発言をするということは、まだ今の段階では、まだその段階にはないということを感じた次第でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。今、町長のお話によりまして、おそらく我々も、町民でいろいろ情報を探している方も含めてだと思えるんですけども、令和5年11月29日の中国電力株式会社の御説明ではいろいろなところから集めた情報を超えるものは、なかったということなのかと受け止めました。

ということは、今、町長が受けられた説明を、例えば町民の方が聞いても納得というか、そういうものならいいかなというような段階になるかどうかというのは、なかなか難しい段階なのかなというふうに受け止めをさせていただきました。

また一番はじめの答弁の中で、今後は中国電力株式会社だけではなくて、関係各所からも様々な説明があるのではないかというお話があるとともに、国策という一面もあるのでということもありませんけれども、今後、例えば、そういった国に対してそういった説明でありますとか、今後の見通しみたいなものを直接伺うようなことも御検討されているのかどうか、そこを御質問させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員のお尋ねでありますけれども、まず、これからのスケジュールということになってくるかと思えます。やはり私も事業者であります中国電力株式会社の説明だけでなく、このエネルギー政策、国のエネルギー政策というものも、しっかりと調査研究をして、その中でこの使用済核燃料中間貯蔵施設というものがどういった位置付けであるのかということもしっかりと検討していかなくてはならないと考えています。

ですから、国からも情報をしっかりといただくこと、これは大切だと思います。それは町執行部だけではなくて町議会議員の皆さんにも情報連携、密接に連絡を取りながら、これはもう全体のことでもありますので、しっかりと考えていくということが必要だと思っています。

そして、さらには、報道等々で、また皆様にもお知らせをしておりますとおり、この柳井広域圏で連携をして、情報共有をしていくということを協議しております。この柳井広域圏、もちろん上関町も入りますけれども、1市3町に加えて上関町との1市4町でしっかりと連携を取りながら、この周辺地域で情報共有をして、そしてまた調査研究を深めていくということで、もう既に各市長、町長とも協議しているところであります。

それは、この電気事業者である中国電力株式会社だけではなくて、国からもしっかりと情報提供をいただいて、そしてまた県の皆さんとも密接に連携をしていくということを目的としたいなと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。どれもこれからはじまっていく話ではあると思えますけれども、住民の中にはいろいろなレイヤーで心配と思っている方々、特に問題とっていない方々、様々な方々がいらっしゃると思えますけれども、その方々にある程度偏らない形で皆さんに情報共有が図られて、先ほど全体のお話というふうにおっしゃっていただきましたとおり、情報が行き届いて、皆さんで協議ができるような、考えていけるような場ができることが1つは大事なのかなというふうに受け止めました。

また、今月も報道によりますと、1市3町での集まりがあるというふうにお伺いしております。そこで情報共有、調査研究をしていくというのは、大変ごもつともなところで、皆様が同じ認識といたしますか、情報という意味で同じ認識を持つということは、今後を考えていく中では大変重要になってくることかと思えます。

ただ、1市3町それぞれの立地条件でありますとか、人口構成でありますとか、そういった条件はかなり異なっておりますので、やはり情報共有、調査研究を一緒にしたうえで、本町としてどういうふうを考えていくかということは、その時々で、ぜひ一緒に私どもも考えていけたらなというふうに思いました。ありがとうございます。

次に、2点目の質問の再質問に移らせていただきます。

先ほど中元総務部長から、今年度の取組について、実施状況を詳しくお聞かせいただきました。質問のときも申しあげましたけれども、これはかなり町としても実質的、本腰を入れて取り組んでおられるというふうに、ここ数年感じているところでございます。

ただ、やはり空家を探している人に、なかなか都合がいいのが見つからないというのは、どういう状況になっても完全には解消されないものではあると認識しているものの、やはり空家の実態調査でもかなりの数の空家があるということが、本町独自の調査でもあがっておりますし、国の調査でも、またおそらく数年前の調査結果が来年ぐらいには出るのではないかと思います、全国でもかなり空家率が高くなってきているのではないかと考えております。

やはり、どうしてもなくなってしまうからの相談でありますと、やはり所有者も町も、かなりの労力とせば詰まった状況での対応というのが求められてしまい、もしかしたらその方か、親御さんが育ててきた家を、すごく苦勞して対応してしまったという状況がどうしても残ってしまうということが懸念されます。それをなるべく少なくするためにも、早めに、今後この空家をどうするかということを検討してもらうことが、とても重要になってくるのではないかと思います。

現在、空家対策については、町で住民の方々、所有者の方々に普及啓発をする手段としまして、固定資産税の通知とともにチラシを同封していただいているのは、私も手元に届いておりますので拝見しており、とても分かりやすい資料だというふうにも感じております。

また、広報の中で、そちらを拝見することは、注目しているせいもありますけれども、自分も実感して今月もこういう情報が載っているなというのは拝見しております。

ただ、今すぐ困ってはいない、まだきれいだし税金もそんなに高くないし、とりあえず置いておこうという物件が、おそらくかなりあるのではないかと感じておりまして、先ほど計画の中の方針の1つにもありましたが、空家の活用という部分、こちらにかなり力を入れていくことで、結局、危険空家も減ってくるという、未然に防ぐということにはつながってくるはずでございます。

所有者のものでありますので、町がどうこうするというのは、危険なもの以外はなかなか厳しい状況だとは思いますが、そちらをより一層積極的に呼びかけていただく、考えるきっかけを持っていただくきっかけづくりというものが大切になってくるのではないかと考えております。

そういう視点でちょっと情報を探しておりますと、都会のほうがかなり多いようにも感じたんですけれども、我が家の終活ノートというような形で、終活という言葉は、家だけではない様々な問題が出てくるとは思うんですけれども、自分も含めて、自分は子供もいませんので、もし何かがあったときに、この家は誰にどうするでありますとか、私はこの家を保管して活用してほしいんだというような思いを関係者の方に伝える準備、考える準備をとりあえずしてみようという

呼びかけをする事業を行われているところがございます。

そういうことをせっぱ詰まる前に考えることで、活用が進むということも考えられると思うんですけども、空家バンクに登録しませんかというだけではなくて、登録した後、こんな事例がありますですか、登録しておけば、例えば10年後に帰ってくるとしても、それまでは賃貸にしておいたほうが状況もよくていいのではないですかという、ちょっとより一歩進んだ情報提供でありますとか、普及啓発というものが必要なのではないかなというふうに感じるんですけども、そういった、今後、もう一歩踏み込んだ活用の普及啓発について御検討がないか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 松村空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（松村 浩君） 今、白鳥議員が言われたように、将来的な見通しも定めて空家とならないような予防の行動、こういうことを促すことが空家の発生率も大きく減らす要因になると思います。

そういったことがありますので、公民館活動とかの教室等で、終活という言葉がどうか分かりませんが、空家の発生率を減らす啓発活動を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

なかなかこれは、個人の所有する財産の話でございますので、勝手にできる話ではもちろんございません。ただ、今おっしゃっていただきましたように、様々な公民館活動でありますとか、そういう特別とも言えない日常の中で、そういった情報に触れるということが考えるきっかけとして受け止めていただけるのではないかなと思いますので、ぜひ私としましても機会をつくる工夫もしていきたいと思います。ぜひ担当課の方々と協議しながら、そういったことも御相談させていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。本日は一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

令和5年11月15日に公明党の創立者、池田大作名誉会長が亡くなりました。岸田首相からも弔問をいただき、国内外での平和・文化・教育の推進に尽力し、歴史に大きな足跡を残されたとたたえていただきました。公明党の議員として、お示しいただいた大衆とともにこの立党精

神を変わらぬ原点として、これからも永遠に守り抜いていく決意でございます。

今回の一般質問ですが、公明党では令和5年10月に、がん撲滅へ早期発見を啓発するピンクリボン月間を行ってまいりました。

ピンクリボンとは、1980年代のアメリカ合衆国で、乳がんで亡くなった女性がいました。その家族が、このような悲しい出来事が繰り返されないようにとの願いを込めて手渡したリボンがスタートでございます。乳がんに対する理解と支援を求める運動が、ピンクリボン運動であります。

日本では、様々な団体がこの運動に取り組んでおります。公明党は、女性局がこの中心になって、この運動に取り組んでおりますが、周防大島町議会には党所属の女性議員がおりませんので、今回私が訴えさせていただきたいと思っております。

第1点目の質問は、コロナ禍での検診控えがあったと思っておりますけれども、現状の乳がん検診、また、子宮がん検診の受診率についてお伺いをいたします。

第2点目は、乳房再建への保険の適用また乳がんや子宮がんなどの検診無料クーポン配布、さらに傷病手当金についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員のピンクリボン運動についての御質問にお答えいたします。

1点目の乳がん検診・子宮がん検診の受診率については、コロナ禍前の令和元年度が、乳がん検診5.9%、子宮がん検診5.2%、令和4年度は、乳がん検診が5.2%、子宮がん検診が3.7%となっております。

がん検診は、健康増進法に基づいて実施しており、早期発見・早期治療が重要であるため本町におきましても広報誌や地区組織等の集会の場を利用して受診勧奨を行っております。

また、若い頃からがんを正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、小学校に出向き、がん教育も行っております。

2点目の乳房再建への保険の適用、乳がんや子宮がんなどの検診無料クーポン配布、傷病手当金についてでございます。

乳房再建への保険の適用につきましては、医学的な術式の内容によって異なることもありますが、保険適用されているようです。また、検診無料クーポン配布につきましては、乳がん検診は41歳の方、子宮がん検診は21歳の方を対象に無料クーポンを配布し実施しております。

傷病手当金につきましては、病気やけがなどによって仕事ができなくなり、勤務先から十分な報酬が得られない場合に支給される手当ですが、国民健康保険には制度はございません。御理解

のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。この質問につきましては、コロナ禍で非常に検診率が落ちているのではないかとということでございます。コロナ禍が終わりましてから、もう約1年を迎えようとはしていますけれども、そこで、この検診率をアップするためには、どのようにしたらいいかということが肝心ではないかということを含めての質問をさせていただきました。

もう1つは、子宮がんとは申し上げましたけれども、子宮がん検診には子宮体がん検診と子宮頸がん検診があるということでございました。その中で、もちろん日本の検診率が低いというのは、コロナ禍であったからではございません。それ以前に、先進国の中で調べていくと、日本で2019年には43.7%、しかし、カナダやイギリス等では、どのような受診率かということと約83%前後、ここに大きな大きな差が出てきております。

そこで次に、これは女性だけの問題ではなくて、今は厚生労働省が定期接種会ということで検討を開始しておりますけれども、男性へのHPVワクチンの接種、これが大事である。年間では約1万人超の女性が罹患をしており、そこで3,000人近くの方が亡くなっているという、こういうデータがございます。

特に、これに罹患するものは何かというと、性交渉での感染するのがHPVが一番でございます。そこで、女性だけではなく、男性にもHPVワクチン接種をすることが大事であるというのが、この厚生労働省の定期接種会の課題といたしますか、現状でございます。

その勉強会も含めながら、なぜ約4%しか日本はHPVワクチン接種をしていないかということと考えますと、そもそも2013年4月、小学校6年生から高校1年生の女性を対象にしたHPVワクチンの定期接種がはじまったのですが、接種後に痛みを訴える人たちが相次ぎ、それをマスコミが何の根拠といたしますか、それが無いにもかかわらずメディアが大きく大きく取り上げてまいりました。

そこで、その反ワクチンという考え方が広まり、ワクチンの接種がだんだんと少なくなってきた原因がここにあります。

海外では80%以上という先進国の検診率とは少しかけ離れてはいますけれども、これから周防大島町、当然、日本国を担っていく大事な大事な若い世代の子供たちが、この知識もなく、親がそのことを反対して接種をさせないというような状況になってはいけないと今、私の思っているところでございます。

町長からもありましたけれども、がん教育、こういうものが小学校、中学校では授業として取り組まれているようでございます。その点について、本町も、そのような意見に対して、もしあ

りましたらお伺いをさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の質問でございます。先ほどちょっと答弁をさせていただきましたが、本町といたしましては健康福祉部、健康増進課になるんですが、小学校に出向いて、がん教育を行っており、それが主なものになろうかというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。親が、テレビを見て、マスコミを信じ切って、これは新型コロナウイルス感染症の新型コロナウイルスワクチンも特に同様なものがあるんじゃないかと。この反ワクチンということについて、日本だけではなく、世界では全く違う考え方をしているということをぜひ認識していただいて、このワクチン接種についての周知をぜひやっていただきたいと、このように思います。

それでは次に、乳房再建の保険適用についてですけれども、具体的に今あれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の乳房再建への支援といたしまして、助成があるかどうかという質問でございます。本町のほうでは、今そのような事業は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。次に、同じように、検診無料クーポンというのが、先ほどの年齢で町長から答弁がありましたけれども、これはどのような形で当事者に配られているのか、それを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の御質問でございます。

乳がん検診につきましては41歳の方、子宮がん検診につきましては21歳の方を対象に無料のクーポン券を郵送し配布をいたしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。ここで乳がん……（「訂正」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 先ほどの山中議員への答弁で大変失礼いたしました。ちょっと間違いがございました。

乳がん検診が21歳、子宮がん検診が41歳でございます。

訂正をさせていただきます。申し訳ありません。（発言する者あり）

すみません。失礼いたしました。答弁ははじめのとおりでございます。乳がん検診が41歳、子宮がん検診が21歳でございます。すみませんでした。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

先日ですけれども、亡くなられた知り合いの御主人がおられました。56歳でした。がんというもので、大まかですが。この方は企業に勤めておられましたので、傷病手当金というものをいただきながら18か月間、その支払いをがん治療にしておられました。

そこで、企業としては申し訳ないけれども、退職という、会社からそういう通知が来て、18か月過ぎた19か月目からはどうしたらいいんだということで御相談を受けました。

私もいろいろ勉強して、そのことについて調査をしましたけれども、やっと分かりましたのが、社会保険労務士と連絡を取り合いながら、次は、障害年金というものが該当するのではないかとということで、その項目が4つ、5つあって、それに全部該当するかどうかによって決まってくるわけですけれども、残念なことに先月ですか、お亡くなりになりました。

そうすると、国民健康保険の加入者においては、自分たちで任意での保険に入って手当をするしかないという、こういう事態ですので、そのことも含めながら、私たちの持っている資金力とか、そういうこともございますので、十分に若いときからそういうことは考えていかなきゃいけないなど、このように考えております。

そこで、がんに対して治療を受けていくと、どうしても抗がん剤というものが出てくる。そうすると頭の毛が抜け、それによって大変なことは、従来でしたらパスポートとか免許証にそのまま写さなきゃいけないというのが、最近はがん治療による脱毛とか手術痕があった場合、それが医療上の理由であったならば帽子等を着用して写真が認められると、このようになってきております。

そこで、これも先ほどから何回かほかの件で言っていますが、費用助成について、こういうものはございますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の御質問でございます。

先ほど御質問がございました、いわゆるウィッグ等の助成ということになろうかと思うんですが、これは周防大島町では実施しておりません。この助成につきましては、山口県が、これ今、実は実施をしております、例えば、かつらであるとか、ウィッグとか、そういうものであるとか、あとは乳がん用のバスタイムカバーというんですか、入浴するときにつけるもの、そういうものについての助成につきましては、3万円を上限といたしまして助成があるというふうになっ

ております。また、県内の市町でも助成をやっている市町もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。県でやっているということで、少しは安心しましたけれども、ウィッグといっても高額なものがたくさんございます。その方のことを考えると、やっぱり町でも少し補てんをするということが大事かなと、このように思います。

また、このようながんに対してのいろんな費用助成についても、またこれは機会があれば質問をしてまいりたいと、このように思っております。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。

発言の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。昼下がりの眠たくなる時間帯ではございますが、眠くならないような時間にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告をいたしました定住対策について質問をさせていただきます。

令和3年第3回定例会におきまして、近隣市町への転出対策についての質問を行いましたところ、いち早くできることから対策を講じることが必要であると考えておりますので、やれることはすべてやるという意識で取り組み、転出者の抑制、転入者の増加を図ってまいります。という御答弁をいただきました。

そして、翌年の令和4年第2回定例会におきまして、子育て世代の住宅取得支援についての提案を行いましたところ、早速、令和5年度より若者世帯住宅取得応援事業を新規事業といたしまして実施していただくなど、町民の皆様が周防大島町で暮らしてよかった、ずっと住み続けたいと思っただけのような様々な施策を講じていただいております。

しかしながら、依然として転出者の転出先上位が柳井市や岩国市などの近隣市町であり、町内で勤務する方が柳井市や岩国市へ転出されるケースも多くあるのが現状でございます。

若者世帯の柳井市や岩国市への転出を抑制しなければならない。これは我々、そして執行部、そして、地域住民の皆様も同じ考えであると思っております。

そこで、今後の効果的な施策展開に活かしていくため、転出された方へ直接、転出理由や周防大島町での生活で不満に感じた点等を伺うアンケート調査を実施することを提案いたします。執行部の考えをお聞かせください。

なお、通告書2段目にあります第3回定例会とありますのは第2回定例会でございます。お呼びして訂正させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員の定住対策についての御質問にお答えいたします。

日本の総人口は、2011年以降減少を続ける中、本町においても人口減少により、町の活力を失わせ、コミュニティの維持においても厳しさを増しております。

人口減少の要因は、自然減に加え、町外への流出による社会減にあることは、御指摘のとおりであります。

本町では、令和3年3月に第2期 周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、周防大島町人口ビジョンで示されている目標人口を実現するために、安定した雇用を創設する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望を叶える、安心な暮らしを守り連携する地域を創造するの4つの施策を掲げて、人口減少対策、定住対策を推進しています。

しかしながら、現在のところ、町外へ転出される方が数多く見受けられることも事実です。

このたび御提案をいただきました転出された方へのアンケート等の送付につきましては、本町といたしましても、転出の抑止や定住に向けた今後の効果的な施策を行ううえで貴重な情報源になり得るであろうと思慮はできますが、住民基本台帳法により、地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要な場合に限り、除票の請求をすることができ、法令での定めがないものについては請求することができないことから、転出者の住所等の把握ができず、アンケートを送付することができないと考えられます。

そこで、転出時、こちらは転出届提出時の来庁の際に、各総合支所等の窓口において、アンケートの記入をお願いすることは可能ではないかと思っておりますので、これから内容や方法等、関係部署と議論を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございました。

まず、転出者の住所等が把握できないので、アンケートが送付できないという御答弁があったが、転出時に窓口での記入をお願いすることは可能ではないかと思うので、今後、議論を重ねたいという趣旨の御答弁だったかと思っております。

前半の部分につきましては、私の通告の仕方が悪かったのか、趣旨が伝わっていなかったというようなところもございます。後半の部分につきましては、実は令和3年第3回定例会の一般質問の中で、このアンケート調査について、再質問で1度お尋ねをしております。その際の当時の総務部長の御答弁でございますけれども、転出者アンケート調査につきましては、各総合支所や出張所の窓口へ手続に来られた際にお問い合わせするのが最善の方法と考えられますが、窓口業務の事

務量を増やすことや、手続に来られた方への負担にもなりかねますので、今後、関係部署と協議、検討してまいりたいと考えております。

当時の御答弁と今回の御答弁、ほぼ同じ内容であったのかなと思います。前は検討しますという私の大好物でありましたが、今回は議論を重ねたいという感じの言い回しに変えられております。今から議論を重ねていただけるということでございますので、私から提案をさせていただきたいと思います。

例えば、静岡県沼津市が実施されていますけれども、令和5年11月1日から実施をはじめたばかりのところですか。この方法は、窓口でQRコードを印刷した書類を配りまして、インターネット上で回答してもらう方法でございます。ほかに、埼玉県富士見市というところですか。ここは先ほどと同様にインターネット上で回答してもらう方法と、さらに窓口でアンケート用紙に記入してもらう、二通りの方法を選んでもらってやっているそうです。

さらに、福岡県北九州市、調査対象は、令和5年1月から令和5年7月までの間に北九州市から転出した18歳から39歳の方、調査方法はWeb調査でございました。

これは無作為に抽出した5,000件の調査対象者に対して、アンケートURLとQRコードを記載した依頼文を送付されたということでございます。これはお気付きだと思いますけれども、転出後に転出者にアンケートを送付していると読み取れました。

先ほど御答弁いただきました前半部分のところはできそうな気がしないでもないんですけども、今からの議論でございますので、また窓口で記入していただく方法より、Webにて回答いただく方法が、窓口の職員の皆さんも転出に来られた方も負担が少なくていいと思います。

このアンケート調査方法について、いかが思われますか。提案です。

○議長（荒川 政義君） 松村空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（松村 浩君） 方法論としては、吉村議員のやり方はいいですね。やはり窓口の負担等が増えるのはどうかなと思いますので、QRコード等を利用したアンケートの方法がいいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 考えていますということで、またこれから話を進めていただけるんだろうと期待をしております。

続きまして、柳井市や岩国市への転出を抑制したいと先ほど申しましたけれども、当然、執行部の皆様も同じ考えだと思っております。

なぜ、そもそも皆さん、柳井市に行ってしまうのでしょうか。しかも、町内で働く方が柳井市に家を建てて転出してしまうという案件が、ここ最近、結構聞くんですけども、中元総務部長、

どう思いますか。

ちょっとはつきりは言いにくいんですけども、町内に職場を持たれている方が柳井市に転出されるということについて、何で行っちゃうんでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 吉村議員の、なぜ柳井市や岩国市方面に行かれるのかというのを総務部長に答弁を求められましたので。

これは、私の個人的な意見も多少含まれると思います。しかしながら、やっぱり推測の域を出ないんですが、やはり利便性の問題であろうかと思います。

本町と近隣の市町、柳井市や岩国市と比較すると、生活のしやすさに若干の差があるのかなというふうに考えております。

特に、生活必需品等の買物についても、大型店というのは近隣の市に多くできておりますので、そういったところで便利さを求めて、そちらに行かれるのかなと。

それと、もう1点は、教育の問題もあるんじゃないかというふうに思っております。以前、令和3年に第2次周防大島町総合計画を策定しております。その策定に伴ってアンケートを実施しております。

その中に本町に対して、今後、人口減少の対策にどういったことを町として求めて、町としてやってほしいかというアンケートの項目があります。その中で一番が、雇用の確保、働く場所の確保、それとあと医療・介護・福祉の充実というのが大きく2つが飛び抜けて大きかったというふうに私も記憶しております。

一方、本町で生活しにくい要件というアンケートの項目もございました。その中でやはり一番大きかったのは、交通の便が悪いというのが一番多いというふうに私は記憶しております。

第2次周防大島町総合計画の中でとった町民のアンケートというのは、今後、本町が進めていく人口減少なり定住、空家もそうですし、そういった施策を行ううえでのすごい大変貴重なキーワードになるんじゃないかというふうに思っております。

そういったことを踏まえながら、執行部もよりよい対策を毎年毎年検討しながら、町民の方が少しでも本町で定住をしていただけるような施策を今後も引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） さすが中元総務部長、鋭いですね。後ほど、私が独自に取ったアンケートを紹介するんですけど、幾つか重複するところがございました。ただ、今、推測にすぎないところがありますので、やっぱりアンケート調査を行っていただいて、実際に生の声を聞いて、それらを施策に活かしていくのが大切なんだろうと思います。ちょっと休憩を取って下

に行ったら、何ぼかサンプルは取れると思うんですけど、今日のところはそれ以上言うなっちゃう顔をしていますので、やめておきます。

私が先ほど言いました、たまたま私の知り合いの3家族が、このたび柳井市に新築もしくは中古住宅を購入されて転出してしまう件に遭遇し、その方にお話を伺うことができました。

なぜ、あなたは柳井市に転出するんですかと聞いてみました。まず、やっぱり子育て環境の充実を求めて、これ一番先に出てきました。続いて、周防大島町には、夜間や休日に子供の急病に対応してくれる病院がなかったから、柳井市に転出したわけですね、そういう答えがありました。

続いて、やっぱり塾やスイミングなど習い事の種類が多い、こういう意見がございました。

そしてさらに、周防大島町は物価が高い。ガソリンとか食料品、一般のお店より高い。近隣市町にスーパーとかがたくさんあると中元総務部長が言われました、そのとおりだと思います。

続いて、20時以降も半額総菜を買える店がたくさんある。これ結構、重要らしいです。町内のあるスーパーでは20時に閉まってしまうところがあって、なかなか手に入らないというところなんです。

最後です。運転免許証返納後の生活を考えて、生活の利便性、公共交通、その辺の問題なんじゃないかなという話を伺いました。

そういった話を含めて、実際に転出者の声を聞いて、本当にこの周防大島町に何が足りないのか、今の施策で何が足りていないのか、しっかり把握をしていただくことで次の施策につながるんだと思います。

それで、先ほど例を申し上げましたけれども、転出者のアンケートの先進事例は、期間限定でやられているところが多いんです、1年間やって、その後に計画を策定するみたいな感じなんですけれども、やはりその時々で事情が変わっていくと思いますので、恐らく今後実施していただけると確信をしておりますので、その際に、継続してずっと声を聞いていくような施策を、そういうふうな方法をとっていただきたいというふうに思います。

松村空家定住対策課長何か言いたそうですけども、よろしいですか。

それでは、もう1つ、今年度より実施いただきました若者世帯住宅取得応援事業についてです。まだ実際8か月ぐらいなんですけれども、現在のところどういうふうな状況か、状況が分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（松村 浩君） 御質問の若者世帯住宅取得応援事業の現在のところは、3件の申請がございまして3件交付しております。内訳といたしまして、新築物件が2件、中古物件が1件となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 周知は、今月の広報にも載っていましたので、しっかりとされているとは思っておりますけれども、申告漏れはないんだろうと思っております。たまたま今年度は3件ぐらいしか該当者がいなかったということなんだろうと思っております。

この事業は、今後、来年度も引き続きやっていただきたいと思っておりますのでございます。今年度485万円の予算に対して、現状50万円程度でございます。

こうやって考えれば、次年度1件あたりの金額を増やせるんじゃないかなという思いもあるんですけども、さらに言えば、今後これを拡充というか、これに加えて、これはあくまでも提案というか、私が思ったところなんですけれども、住宅を取得すると、毎年いやが応でも一生つきまってくる固定資産税というものがあるんですが、これ新築時の減額措置が、今年度末で終了するという話も聞いております。

例えば、新築を建てた若者世帯に、10年間固定資産税相当額を支援するみたいな施策というのも結構有効じゃないかなというふうに。そうすれば、その分は子供の習い事や教育費に充てられますし、少し物価が高くて、柳井市に買物に行くと、半額総菜が買えなくても、ちょっと今日は定価のものを買おうかというふうに回せるんじゃないかなということで、一つの転出抑制対策になるんじゃないかなとは思っておりますけれども、これについて執行部はいかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから中古住宅の購入等に対する若者世帯住宅取得応援事業の助成というのは、先ほど吉村議員も言われるように、令和5年度から進めております。まだ令和5年度は終わっておりませんので、この制度について、年度が終わった後にも、しっかりと検証していかないといけないというふうに思っております。

当然、これも令和5年度からスタートした事業ですので、何がいいのか、どういったことが反省か、それともこの先どういったことが必要になるのか、しっかりと見極めたうえで、新しい施策をこれにプラスをしていくのか、それとも別のものをしていくのか。そういったことも含めて、全て執行部で検討していきたいと思っておりますし、議員の皆さんからのいろんな御要望等を踏まえながら考えていきたいと思っておりますので、先ほどから固定資産税のお話もありましたけれど、そういった違う形での支援というのも考えていくべきであろうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。中元総務部長、今日は素晴らしい御答

弁連発でございます。

先ほど、今の御答弁で執行部と議員、それにまた町民の生の声を加えていただきまして、施策を考えていただきたいと思います。

今日は、なかなか空気が温まらないので、これぐらいで最後にしたいと思うんですけども、最後に町長に1つ伺いたいします。

私は、以前から転入促進ではなくて転出抑制のほうにより力を入れるべきということを私はいつも申し上げております。令和4年第2回定例会では、町外から移住者を呼び込む施策も大切ではありますが、やっぱり現在この町内に定住している町民の方に今後も住み続けていただくための施策を講じていただくことのほうが、より大切であると申し上げましたところ、その際の御答弁では、同様に考えているというところでございます。

また、町長就任時、最初の定例会の所信表明で3つの重要課題を上げられまして、その1番目に定住対策とされております。まずは、今住んでおられる全ての世帯の皆様が住みやすい、住み続けたいという思いを持ってもらえる持続可能な地域づくりが必要であるという発言をされました。

そして、その締めくくりに、勇気と真心と一緒に新しい生活の場を創り、前例にとらわれない創意工夫で周防大島の可能性を伸ばす、をまちづくりの目標に町政運営に邁進してまいりたいという決意を述べられた。今も当然変わりはないと信じております。

ここで、今回、町長の1期目の任期も残り1年切ったところでございますけれども、この最重要課題の定住対策について、この1期目の締めくくりにあたって、町長の思いがあれば聞かせてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員の御質問につきまして、やはり私もこの人口流出を防ぐということが、吉村議員が課題にされているとおり、大変重要な取組になるというふうに思っています。

以前から前任椎木町長のときから、移住から定住へ関係人口の創出ということで、この移住定住は、この周防大島町にとっても大変大きなものであり、それによって、この人口を増やしていこうということに努めてきました。

それは引き続き行っていくうえで、さらに第2次周防大島町総合計画、また人口ビジョン等々、この周防大島町の今後の人口推移をしっかりと見つめながら、我々はこの施策をつくっていかないといけないということを日々感じているところでございます。

ちょうど私も先般この山口県の町長の会、実は町村会という会の中で研修を受けまして、議員も研修をよく受けられるかと思えます。昨今の人口減少にどのように対応していくかというような研修が多々あるかと思えますけれども、我々がちょうど受けた研修の中でも、今後、移住をさ

れる方を求めることはもちろん大切なんですけれども、今この町内に住んでおられる方を流出させないようにしっかりと捕まえておくということが、大切という観点から私も研修を受けたところであります。

そのためには、どのようなことが必要かということでもありますけれども、周防大島町におきましては、今定例会でも御審議をいただいております若者定住促進住宅がまずございます。こちらは、令和元年度に4戸、令和3年度に4戸、そして令和5年度に4戸、続いて、また4戸を建設していくということでもあります。

こちらは16戸出来上がりますと、そこに子供たちが、1戸に2人いるとすれば30人を超える子供の数になるわけで、それだけの方が、この町内で生活をされるということでもあります。

その子供たちは、今、周防大島町においては保育完全無償化ということで取り組んでおります。そして、さらには、小中学校学校給食の無料化も行うことができましたし、さらには今医療福祉の充実というものもございます。さらに教育や、今は部活動の問題もあります。部活動ができないから町外にということもありますけれども、部活動の形、学校の教員の働き方改革のこともありまして、今後は、部活動のあり方というのが、今後また変わってくるということでもあります。そしてさらに、生活する中では、働く場所も大切であるということになってまいります。

先ほど、吉村議員があげられました若者世帯住宅取得応援事業、こちらも令和5年からということで、この額が家1軒10万円から25万円ということで、本当に応援と言うようなものですが、こちらもしっかりと続けてまいりたいというところでもあります。

先ほど吉村議員よりあげていただきました、アンケートの内容でありますけれども、やはり子育て環境であったり、急な病気であったり、習い事であったり、物価が高い、そしてまた、運転免許証を返納したときのことを考えたり、あらゆる地域課題であります。一つ一つ、それがどういったものであるのかということ、先ほどのとおり生の声を、町民の皆様の声を聞いてというところでもあります。

そしてさらには、今、高齢になられて介護をする、また介護を受けるといった場合にも、町外の子供のところに行こうという流出もあったりするわけでもあります。

まず、流出を防ぐということ、吉村議員同様、町でもしっかりと捉えて努めてまいりたいと思います。

ちなみに、この前の研修の中では、やはり女性活躍の場所をしっかりとつくるべきという話がありました。

子供が成長する中で、特に女性の方は、働く場所がないということ、そして、ずっと働いていても、やはりいいポストに就くことができないということで、町外に転出される方が多い。女性がいなくなるということは、それこそ、今は多様化の時代でありますけれども、家庭を持つ方が

少なくなってくるというような状況もありますので、やはり女性が、しっかりとこの周防大島町で成長し、生活ができるようにということも一つ、これは今後しっかりと取り組んでいきたいと思うところであります。

また、いろんな人口減少対策が、今、全国的な問題でありますので、あらゆる自治体で取り組んでおられます。我々もしっかりと調査研究を進めて、しっかりと進めてまいりたいと思うとともに、また議員の皆様の御指導もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月20日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時29分散会
